

山口県国土強靱化地域計画

平成28年（2016年）3月策定
令和2年（2020年）3月改定
令和7年（2025年）3月改定

山 口 県

目 次

はじめに 1

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 基本的な考え方 2

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・ 2

第2章 想定するリスク 4

- 1 本県の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 対象とする自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 脆弱性評価 12

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 脆弱性評価の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 強靱化の推進方針 15

- 1 施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(別表) 重要業績評価指標(K P I)一覧・・・・・・・・ 34
- 2 取組の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第5章 計画の着実な推進 40

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

【資料編】

- (別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」 ごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・ 41
- (別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- (別紙3) 改定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
- (別紙4) 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行されました。

国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

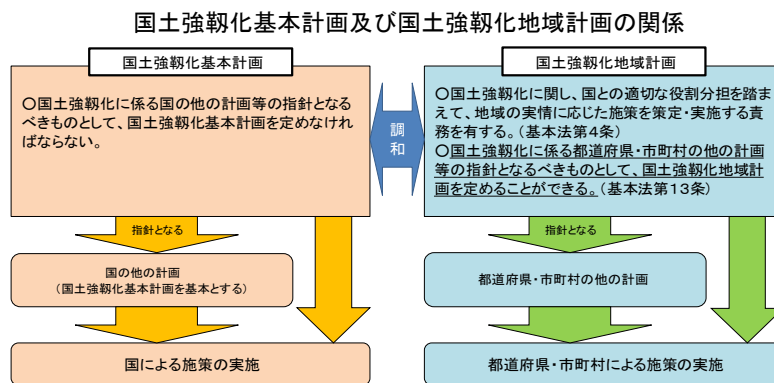
こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となります。

このため、本県においても、国土強靱化に県・市町や関係機関が一体となって取り組むため、平成28年(2016年)3月に、「山口県国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)」を策定したものです。

なお、本計画は、様々な分野の有識者からなる「国土強靱化地域計画専門部会」を設置し、各委員の意見を踏まえ、策定し、概ね5年ごとに見直しを行っています。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。



3 計画期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)とします。

なお、概ね5年ごとに見直しを行うこととしますが、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直します。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本県においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要です。

このため、本計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。なお、基本目標は、国の基本計画と同一の基本目標とします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国の基本計画における「国土強靱化政策の展開方向」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理】

巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、県土や地域の持続性を脅かす危機に備え、県民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

【経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギー等ライフラインの強靱化】

社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

【デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化】

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、本県・地域が直面する災害への対応力を強化する。

【災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化】

県民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国・市町との適正な連携・補完関係を強化するとともに、県民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

【地域における防災力の一層の強化】

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、県土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、県土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障害者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

第2章 想定するリスク

1 本県の地域特性

(1) 地理的・地形的特性

本県は、本州の最西端に位置し、面積は6,112.60km²であり、地勢を形づくる中国山地は、1,337mの寂地山を最高峰とし、山地が西に延びるにしたがって、数脈に分岐し、この脊梁から丘陵の山地又は台地が瀬戸内海と日本海に向かって広がり、山陽と山陰に区分されており、平地が乏しく、地形が錯綜し急傾斜地が多くなっています。

また、一級河川は佐波川と小瀬川のみで、概して急流の中小河川が多く、三方を海に囲まれているため、海岸線の延長は約1,504kmと非常に長くなっています。

地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代（約4億3千万年前）から第四紀（現在）に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成しています。

また、土質の面から注目されるのは、豪雨時に崖崩れが多発するまさ土が分布する周南丘陵と、第三紀層の地すべり地区の向津具半島及び瀬戸内海沿岸に点在する軟弱な沖積土層があります。

(2) 気候的特性

三方を海に囲まれ暖流の影響を受けているため、比較的温暖な気候です。日本海側、瀬戸内海側及び響灘側とそれぞれ海洋や山地による影響が異なるため、気象等の特性に地域差が見られます。

年の平均気温は平野部では約15～17℃、盆地や山間部では約10～15℃です（図1）。

年の降水量は平野部や盆地では約1,800mm～2,000mm、山岳部では約2,000mm～2,400mmで、日本における平均的な値となっています。瀬戸内海側の一部の沿岸部では、約1,600mmの所があります（図2）。

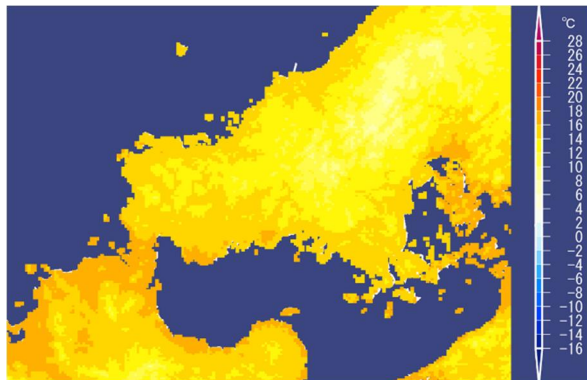


図1 年平均気温

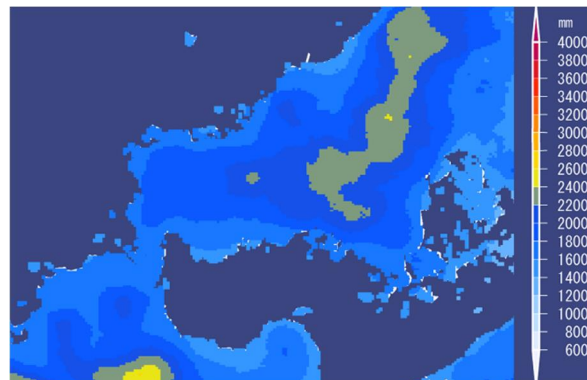


図2 年平均降水量

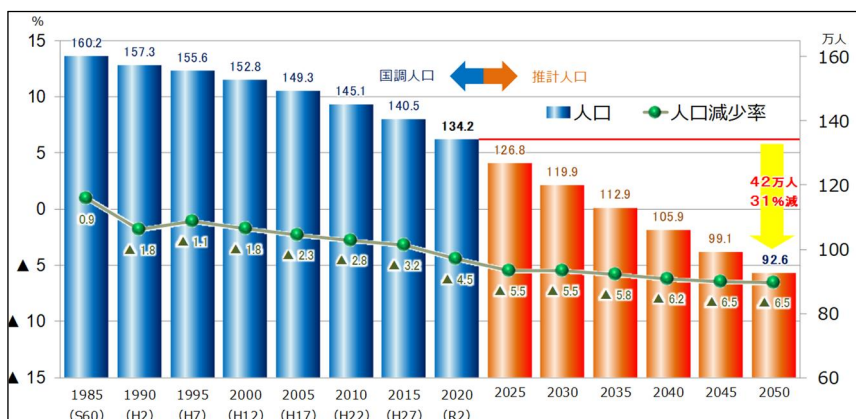
（出典：気象庁ホームページ「メッシュ平年図」<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/atlas.html>）を加工して作成

(3) 社会経済的特性

①人口

本県の総人口は、昭和60年(1985年)の160万人から一貫して減少を続けており、令和2年(2020年)には134万人にまで減少しています。

このままの傾向で推移すると、令和32年(2050年)には、本県の人口は93万人にまで減少すると予測されており、令和2年(2020年)からの30年間で42万人の減となります。



(出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」)

②産業

本県の瀬戸内海沿岸では、大正時代より造船、化学、機械、金属等の工場が次々に進出し、第二次大戦後は、石油コンビナートが形成され、全国有数の工業県に発展しました。

瀬戸内コンビナートは、高い技術力を誇る基礎素材型産業が集積し、本県の中心的な製造拠点での製造品出荷額の7割を占め、雇用の大きな受け皿となり、本県産業の屋台骨となっています。

県内には、4つの石油コンビナート等特別防災区域(岩国・和木、周南、宇部・小野田、六連島)があり、区域内の特定事業所数は全国5位の数となっています。



(出典：山口県石油コンビナート等防災計画)

③地域

本県はその地勢上、山林や傾斜地が多く、平坦な耕地等が少ない、いわゆる「中山間地域」が県土の7割を占めています。

この中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっていますが、一方で、人口の減少、高齢化に歯止めがかからず、担い手不足が深刻化しています。

県内の交通は、主要な幹線道路としては、中国縦貫自動車道と山陽自動車道を主軸に、山陽側に国道2号、山陰側に国道191号、山口市を経てこれらを連絡する国道9号があります。主要な鉄道は、JR山陽新幹線を主軸とし、JR山陽本線、JR山陰本線が走り、空港については、山口宇部空港、岩国錦帯橋空港があります。また、港湾については、2つの国際拠点港湾（下関港、徳山下松港）、4つの重要港湾（岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港）を有しています。



(出典：山口県企業立地ガイド)

2 対象とする自然災害

本計画においては、本県の特長や過去の災害の発生状況等を踏まえ、県民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本県において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強化化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」等の大規模自然災害を想定します。

こうした大雨、台風、地震のほか、積雪による停電や交通障害の発生等、県民生活に影響を及ぼす大雪についても、配慮する必要があります。

(1) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年1か月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念されます。

また、本県の河川は、一般に幅が狭く、勾配が急なものが多く、また地質的にも風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯が多いことから、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高くなっています。

【過去の災害事例】

近年の浸水・土砂災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋 半壊家屋	床上浸水
平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害 (2009 年)	防府市で、大規模な土石流が住宅や老人福祉施設を直撃	22 人	33 棟 77 棟	696 棟
平成 22 年 7 月 15 日大雨災害 (2010 年)	県西部で局地的な集中豪雨。厚狭川、木屋川が氾濫。JR 美祢線の橋梁流出		3 棟 35 棟	608 棟
平成 25 年 7 月 28 日大雨災害 (2013 年)	阿武川、田万川、須佐川が氾濫。JR 山口線、山陰本線で橋梁流出、橋脚沈下	3 人	32 棟 508 棟	153 棟
平成 26 年 8 月 6 日大雨災害 (2014 年)	県東部を中心に猛烈な雨。複数箇所土砂災害が発生	2 人	10 棟 190 棟	11 棟
平成 30 年 7 月豪雨災害 (2018 年)	県東部を中心に記録的な大雨。島田川等が氾濫。複数箇所土砂災害が発生	3 人	23 棟 522 棟	143 棟
令和 5 年梅雨前線豪雨災害 (2023 年)	県中西部を中心に大雨。JR 美祢線の橋梁流失	2 人	3 棟 196 棟	202 棟



平成 30 年(2018 年) 7 月豪雨災害被害
(岩国市周東町瀬越)



令和 5 年(2023 年)梅雨前線豪雨災害被害
(美祢市第 6 厚狭川橋梁)

(2) 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化等気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念されます。

勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや、長崎県に上陸した後北東に進んだ場合には、本県でも大きな災害が発生しています。昭和17年(1942年)の周防灘台風や平成3年(1991年)の台風第19号、平成11年(1999年)の台風第18号等が該当します。台風がこのようなコースをとれば、猛烈な風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害も起こりやすくなります。

特に、本県の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすくなっています。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向があります。

【過去の災害事例】

近年の台風・高潮災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋 半壊家屋	床上浸水
平成3年台風第19号 (1991年)	強風と塩害、瀬戸内海沿岸では高潮による被害が多く発生	6人	35棟 650棟	520棟
平成11年台風第18号 (1999年)	宇部市に上陸し山口県を縦断。上陸が大潮期の満潮時と重なり、瀬戸内海沿岸では記録的な高潮	3人	80棟 1,284棟	2,468棟
平成17年台風第14号 (2005年)	活発な雨雲が長時間覆い続けた影響を受け、県東部を中心に記録的な豪雨。錦川が氾濫	3人	6棟 332棟	745棟



平成11年(1999年)台風第18号被害
(山口宇部空港 冠水)



平成17年(2005年)台風第14号被害
(岩国市川西交差点 冠水)

(3) 南海トラフ地震等による地震・津波災害

①南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に100～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらしました。震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれますが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられています。

国の地震調査研究推進本部によれば、令和7年(2025年)1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度と予想されており、地震規模はマグニチュード(M)8～9クラスとされています。

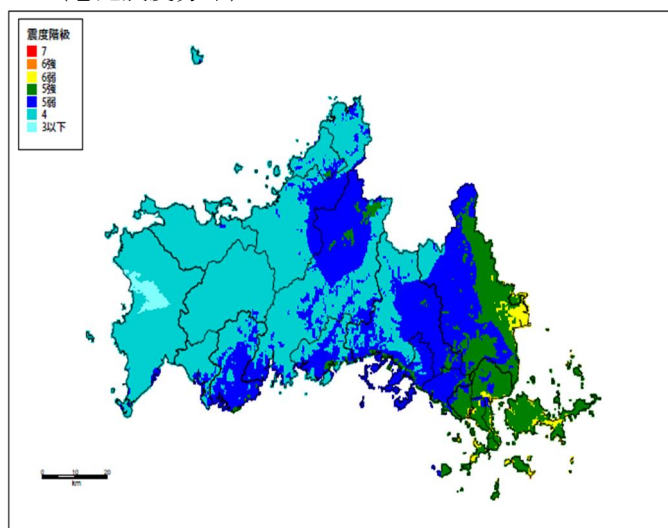
【南海トラフ地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	最高津波水位 (T.P.m)	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
南海トラフ巨大地震 (M9クラス)	6強	3.8m	614人	1,477人	5,926棟	43,021棟	1.2兆円

(想定震源域)



(想定震度分布)



(出典：山口県地震・津波被害想定調査報告書)

②安芸灘～伊予灘の地震

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内(プレート内)地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生しています。平成13年(2001年)芸予地震(M6.7)もこの地域で発生した地震です。

【安芸灘～伊予灘の地震の被害想定結果】

想定地震	地震規模	最大震度	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
安芸灘～伊予灘の地震	M7.25	6弱	31人	339人	902棟	4,540棟	0.4兆円

③県内活断層による地震

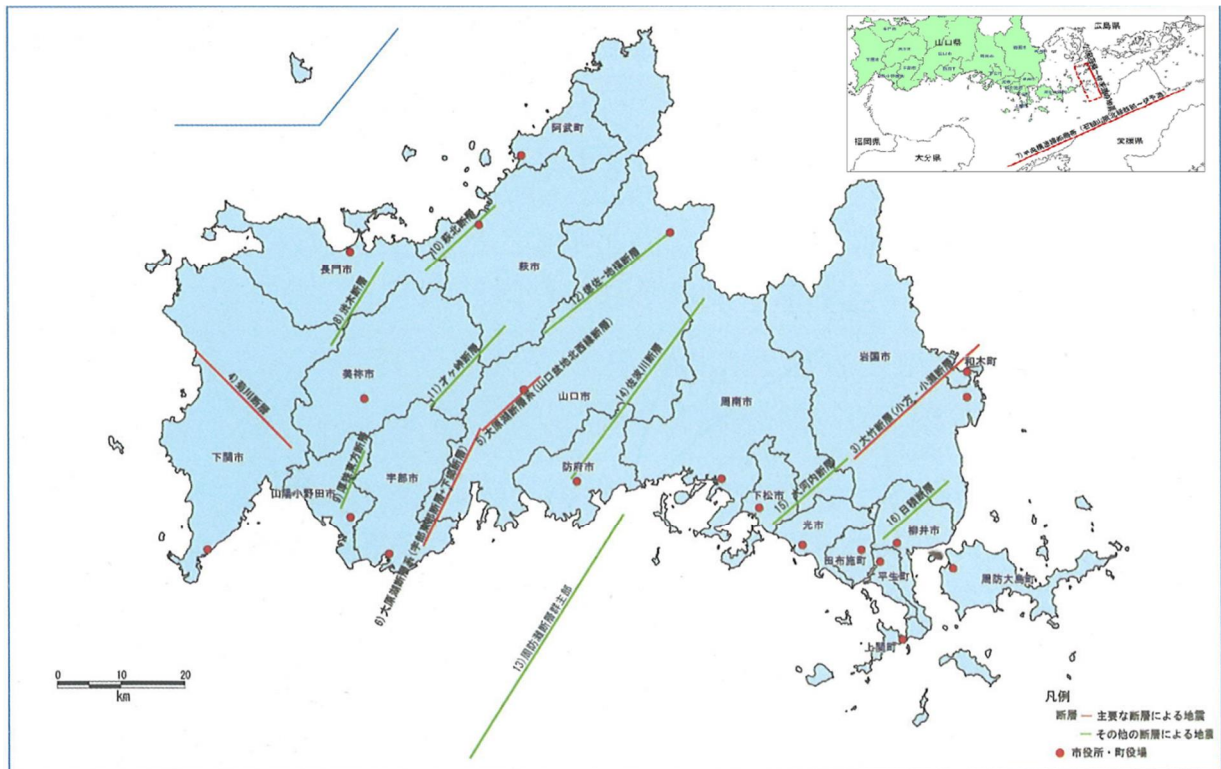
活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。本県には、10以上の活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされていますが、発生時期の推定は困難です。

これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れ（最大震度6弱～7）が想定されます。

【県内の主要な活断層による地震の被害想定結果】

想定地震	地震規模	最大震度	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
大竹断層	M7.2	7	1,507人	4,789人	21,454棟	41,568棟	3.5兆円
菊川断層	M7.0	7	245人	2,076人	4,620棟	16,705棟	1.6兆円
大原湖断層系 (山口盆地北西縁断層)	M6.6	6強	506人	2,543人	6,545棟	18,091棟	1.2兆円
大原湖断層系 (宇部東部断層+下郷断層)	M7.0	7	1,000人	6,557人	15,303棟	42,305棟	2.6兆円
中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部～伊予灘)	M8.0	6強	97人	922人	2,470棟	12,116棟	1.3兆円

(県内の主な活断層)



(出典：山口県地域防災計画 震災対策編)

④日本海側の地震

本県の日本海側で想定される地震は活断層型の地震です。

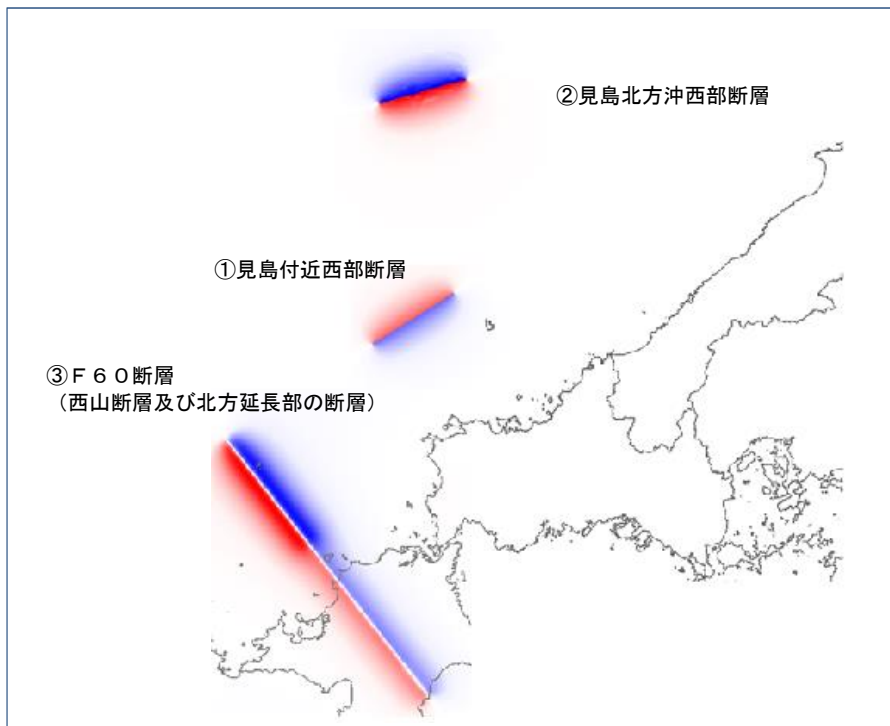
海溝型の南海トラフ地震とはその切迫性は大きく異なりますが、これらの地震がいつ発生するか分からないものとして備えることが重要です。

【日本海側の地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	最高津波水位※ (T.P.m)	被害想定				経済被害
			人的被害		建物被害		
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
見島付近西部断層	6弱	3.0m	29人	23人	69棟	1,576棟	297億円
見島北方沖西部断層	4	2.4m	14人	11人	26棟	876棟	148億円
F60断層 (西山断層及び北方延長部の断層)	5強	3.7m	81人	14人	352棟	3,379棟	766億円

※各港湾・漁港区域内の代表地点における最高津波水位

(日本海側の活断層)



(出典：山口県地震・津波防災対策検討委員会)

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本県の強靱化の現状と課題を評価すること（脆弱性評価）は、重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

2 脆弱性評価の手順

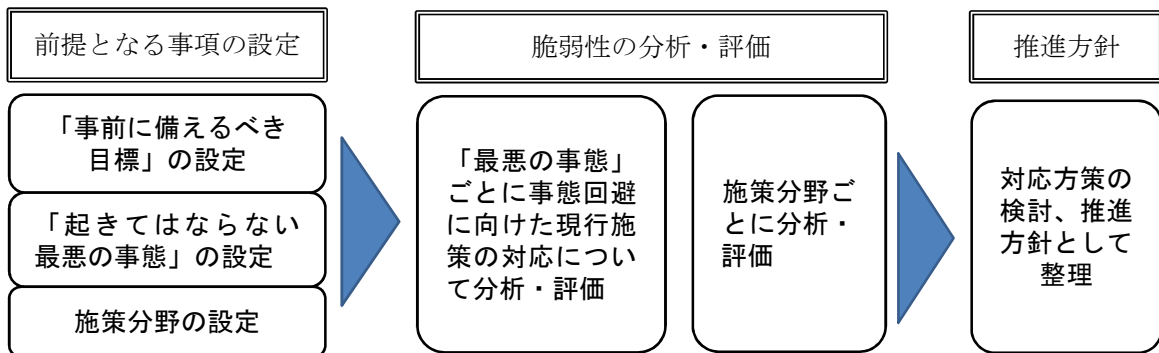
最悪の事態ごとの脆弱性評価

- 想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

施策分野ごとの脆弱性評価

- その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。

（脆弱性評価の流れ）



(1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、基本計画を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と、31の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 あらゆる大規模自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波による多数の死者の発生
		1-3	広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-5	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
5	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、情報通信サービス、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等の燃料供給施設等の機能停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	6-1	復旧復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-4	基幹インフラの損壊により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(2) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画を踏まえ、県・市町・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と6つの横断的分野を設定しました。

(個別施策分野)

- | | |
|--------------------|------------|
| ①行政機能／警察・消防等／防災教育等 | ②住宅・都市／環境 |
| ③保健医療・福祉 | ④産業・エネルギー |
| ⑤情報・通信 | ⑥交通・物流 |
| ⑦農林水産 | ⑧国土保全・土地利用 |

(横断的分野)

- | | |
|---------------|---------|
| ⑨リスクコミュニケーション | ⑩人材育成 |
| ⑪官民連携 | ⑫老朽化対策 |
| ⑬研究・技術開発 | ⑭デジタル活用 |

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1(P41～82)のとおりです。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2(P83～101)のとおりです。

【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- 石油コンビナート等での防災対策が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要

等

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策（60 施策※）を施策分野ごとに取りまとめました。

また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、53 の重要業績評価指標（K P I）を設定しました（一覧は別表 P34～37）。

※施策：この章の以下に記載する、(施策)の項目

(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

災害応急対策の円滑な実施のため、庁舎等の耐震化や警察、消防の装備資機材の整備・高度化、関係機関の連携強化等を図ります。

《行政機能》

防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- 県が所有する防災拠点となる公共施設等については、耐震改修工事の実施や建替等の取組を推進する。
- 市町が所有する防災拠点となる公共施設等については、各市町の耐震改修促進計画等に基づき、国庫補助制度等を活用して耐震診断や耐震補強工事等が進むよう、支援制度に係る情報提供や技術的な支援等に努め、耐震化を促進する。

（防災拠点施設における電力等の確保）

- 災害時の自立・分散型電源の確保、産業振興等の観点から、公共施設、防災拠点への省・創・蓄エネ設備の普及拡大を図る。
- 県や市町の防災拠点施設において、災害時の汚水処理機能を確保する観点から、合併浄化槽への転換に向けた取組を推進する。

業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- 策定済みのBCPについて、非常時優先業務に係る必要人数、参集可能職員数等、定期的に計画の見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る。
- 災害時の受援体制等に関する研修を行う等、各市町における計画等の見直しや実効性の確保を支援する。

応援協定の締結・拡充

- 県内の市町間はもとより、中国5県、中国・四国地方、九州・山口9県等、災害時の広域応援体制に係る協定や、ラストワンマイルも含めた円滑な支援物資輸送を目的とした民間企業との協定等について、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する。

避難体制の整備

（避難体制の整備）

- 「地域住民による自主的な避難所運営ガイドライン」等の内容を、大規模災害への対応や、要配慮者や女性、子ども等の多様な視点を踏まえ、必要に応じ見直すとともに、当該ガイドラインの活用を通じて、指定避難所における「避難所運営の手引き」の作成を支援する。
- 自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等を、避難を牽引するリーダーとして養成する。
- 市町と連携し、要配慮者等に配慮した避難所運営の整備や、率先避難・呼びかけ避難体制づくりを推進する。

（避難所等の確保）

- 市町において、指定緊急避難場所や指定避難所の追加指定を進めるとともに、予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れによる避難先確保を推進する。

中山間地域の避難対策

- 山間部や離島などの孤立可能性のある集落において、避難施設の確保や、ヘリコプター離着陸場所の適地選定等の防災対策を促進する。

《警察・消防》

警察施設・消防施設の耐震化

（警察施設の耐震化）

- 警察施設のうち、警察署の耐震化については完了しており、幹部交番について、適正規模での建て替えによる耐震化を推進する。

（消防施設の耐震化）

- 各消防本部・消防署等の耐震化が行われるよう促進する。

警察本部代替施設の機能強化

- 警察本部の代替施設として警察署等に必要な機能を整備しており、被災訓練を通して必要機能等を吟味しながら、整備を推進する。

救助救出活動の充実強化

（ヘリコプターによる支援体制の整備）

- 消防防災ヘリコプターの運航確保のため、2人操縦士体制の維持に必要な財政措置の拡充を国に求める。



（消防防災ヘリコプターきらら）

(装備資機材の整備・高度化)

- 各消防本部において、災害発生時の救出救助活動に必要な装備資機材が整備・充実されるよう促進する。
- 災害対応等に必要な警察装備品の整備・充実を推進する。

(警察通信システムの確保)

- 事業者回線を利用したスマートフォン型の高度警察情報通信基盤システムを活用し、現場映像伝送やグループ通信による情報共有のほか、無線機器との連携による無線通信系の通信エリア拡張により、事案発生時の初動体制及び災害等発生時における緊急対応の体制確立を図る。
- 警察本部代替施設の移転訓練を継続実施するとともに、全職員が対応できるよう通信機器取扱要領のマニュアルを更新する。

交通安全施設の整備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備箇所の拡大と老朽化した装置の着実な更新を推進し、災害に強い交通安全施設の整備・更新に取り組む。

警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化

- 各種会議や訓練の実施等、警察・消防・自衛隊・海上保安庁等との連携強化を維持しつつ、現場活動を支援し得る施設等の関連情報があれば、関係機関に提供する。
- 気象警報等発令時や災害発生中における、県と関係機関との効率的な情報共有システムの必要性、あり方等について、防災システム担当、警察や消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の意見も伺いながら検討する。

消防職員・消防団員等の確保・育成

- 県消防技術大会や県消防操法大会を通じた消防職員・消防団員の技術向上、緊急消防援助隊の連携活動訓練や中国・四国ブロック合同訓練等を通じた災害時の緊急対応の習熟を図る。
- 地域防災体制の強化を図るため、消防団の装備の拡充を促すとともに、女性・学生団員等の確保による基本団員の充実のほか、特定の活動を担う機能別団員の確保に向けた市町や関係団体の取組を、広報活動や事例紹介、表彰等を通じて支援する。

《防災教育等》

防災教育等

- 停電を想定した避難訓練や本震と余震を想定した避難訓練の実施のほか、より実効性のある日時等を事前に告げない避難訓練の実施に向けて、好事例の情報発信や啓発活動に取り組む。
- デジタル安全マップを活用した防災教育を推進するとともに、これまで以上に市町防災部局や大学、気象台、防災士等の専門機関や関係機関、専門家等の知見を活かした防災教育を促進する。

(2) 住宅・都市／環境

災害に強いまちづくりを進めるため、学校・住宅・大規模建築物等の耐震化や避難路・避難地の確保等、都市防災機能の向上を推進するとともに、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行う体制を整備します。

《住宅・都市》

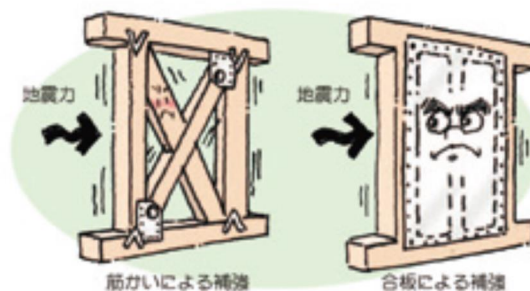
学校施設の耐震化

- 耐震化が未完了の市町に対し、市町が抱える課題等を踏まえた指導・助言を行うとともに、国に対し耐震化事業に係る財政措置の拡充を要請する等により、市町の耐震化の取組を支援する。
- 耐震化が未完了の私立学校に対し、国・県の助成制度等による支援を行うとともに、各学校が抱える課題等を踏まえた助言・情報提供や、国に対し耐震化事業に係る財政措置の拡充を要請すること等により、私立学校の耐震化の取組を支援する。
- 学校に対し、「日常の安全点検」の実施や、棚・機器等の確実な固定等を促し、学校内における備品等の落下・転倒防止対策を推進する。

住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- 地震による住宅の倒壊被害から県民を守るため、必要な情報を的確に提供できるよう、より効果的な耐震化の普及啓発を図るとともに、市町と協力し、国庫補助制度等を活用して住宅の耐震診断・耐震改修をさらに支援し、耐震化を引き続き促進する。



(耐震補強の工法例 (木造住宅))

(大規模建築物の耐震化)

- 耐震診断義務付け対象建築物をはじめとする多数の者が利用する建築物等について、市町と協力し、耐震化を促進する。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 市町における、防災の観点を取り入れた質の高い立地適正化計画の策定を促進する。

(都市施設の整備)

- 延焼防止や避難地・避難路の確保等、都市の防災機能の向上を図るため、市町に対し、国の支援措置等の情報提供や助言等を行いながら、市街地における街路や公園等を含めた面的整備を推進する。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- 市町と連携し、大規模盛土造成地の二次スクリーニング(安全性把握調査)を実施し、大規模盛土造成地マップの高度化を図る。

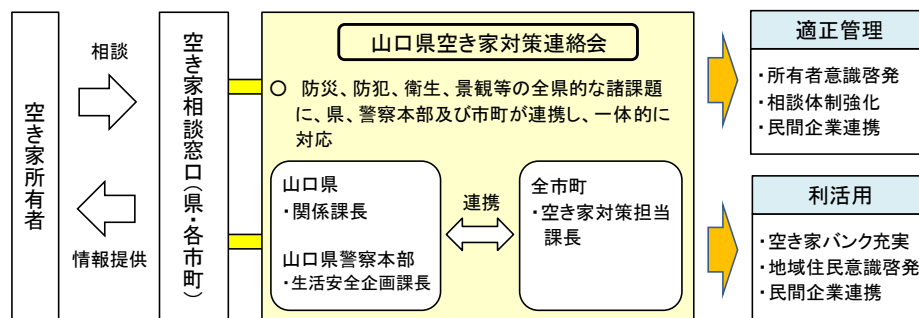
住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- 火災発生時の逃げ遅れによる被害を軽減するために、山口県住宅防火対策推進協議会等を通じ、市町の条例に適合する全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。
- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を抑止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

(空き家対策の推進)

- 防災上の問題等を解決するため、所有者の意識啓発や積極的な情報発信を図るとともに、空き家対策の主体的な役割を担う市町への技術的支援として専門家派遣を行う等、市町との連携による空き家問題の解決に向けた適正管理や利活用を促進する。



(空き家対策の取組)

文化財防災対策の促進

- 無形民俗文化財の存続に向けた取組の支援を継続するとともに、映像等の記録保存を促進する。
- 文化財保存活用地域計画策定を通じた市町による未指定文化財の把握を促進する。
- 文化財建造物の耐震診断・耐震補強等、所有者や管理者による倒壊防止策をはじめ、各文化財の特性に応じた予防計画の策定や消防設備の整備充実を支援するとともに、防災思想の普及啓発や防火訓練の実施により、広く県民の意識の高揚を図る。
- 市町や民間団体（ヘリテージマネージャーや建築士会）等との連携をより強化し、災害時の受援に備えた体制整備を進める。

内水対策の促進

(下水道（雨水）の整備)

- 下水道（雨水）の整備には多くの費用と年月を要することから、市町に対して、国の補助事業制度や効率的な整備に資する新技術の活用等を促し、計画的に事業の進捗が図られるよう努める。

(内水ハザードマップの整備)

- 市町の担当者を対象とした勉強会を開催する等の取組を行い、市町に対して、想定最大規模降雨を基にした内水ハザードマップの速やかな公表を促進する。

上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- 下水道施設の老朽化対策や耐震化等には多くの費用と年月を要することから、市町に対して、国の補助事業制度や効率的な整備に資する新技術の活用等を促し、計画的に事業の進捗が図られるよう努める。
- 下水道BCPの実効性を高めるため、市町による下水道BCPの継続的な見直しや訓練の実施を促す。

(水道施設の耐震化)

- 市町が運営する水道事業等に対し、国の財政的支援の活用等について指導・助言を行い、アセットマネジメントの取組に基づく計画的な老朽施設の更新、水道施設の耐震化を促進する。
- 水道施設の耐震化には費用と年月を要することから、災害発生時における応急給水及び復旧体制を確保するため、市町が定めるBCP及び危機管理マニュアルに基づく訓練の実施を促進する。

(ガス管の耐震化)

- 都市ガスについては、ガス事業者や利用者による、耐震性・耐腐食性に優れたガス管への取り替えを促進する。

(応急給水体制の整備)

- 日本水道協会や国土交通省等における応急給水体制が機能するよう、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図る。

《環境》

災害廃棄物処理対策の推進

- 市町の災害廃棄物処理計画について、確実に運用できるよう、研修会等を開催し、実効性の確保に取り組む。
- 大規模災害が発生した場合、県内市町間における災害時の相互支援を強化する。また、必要に応じて、国において進められている中国地区における広域処理体制構築を踏まえ、近隣県との連携を進める。



(集積された災害廃棄物の分別作業)

有害物質対策の推進

- 災害時の有害物質の生活環境への排出を防止し、事業者による有害物質の使用・保管管理の徹底を図る。
- 有害物質の流出・拡散防止や除去等、防災対策の徹底を図る必要があるため、事業者に対し計画的に立入検査を実施し、適正な管理等を指導するとともに、大気汚染状況・水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況により、有害物質の適正管理の状況を把握する。

(3) 保健医療・福祉

迅速かつ適切な医療救護活動が行われるよう、災害拠点病院の整備等、災害医療体制の充実を図るとともに、DMAT要員等、災害医療等に係る人材の養成に取り組みます。

また、高齢者や障害者等避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、名簿の更新・拡充や福祉避難所の確保を促進します。

社会福祉施設の耐震化

- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発を行い、耐震化を促進する。

災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

- 災害拠点病院の通信手段の複数化や研修・訓練を通じた機能強化を図るとともに、圏域における災害拠点病院の複数整備を促進する。

災害医療等に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

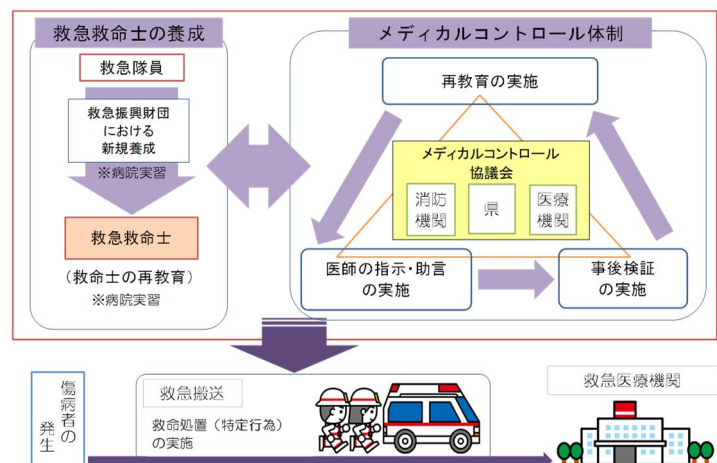
- 国が実施するDMAT研修の活用等により、各災害拠点病院のDMATの複数チーム化・機能強化を図るとともに、山口県医師会災害医療チーム（JMATやまぐち）や日本赤十字社救護班等を中心とした医療チームとの連携を強化する。
- 中国地区DMAT実働訓練と一体的に実施するDPAT実働訓練の活用や県が主催して実施するDPAT研修等により、DPATの体制を整備する。



(DMAT訓練の様子)

(処置拡大救急救命士の確保・養成)

- 平時より災害時に備えて、県内に5つ存在する地域メディカルコントロール（MC）協議会と連携し、救急救命士が他県から異動等した場合、遅滞なく未受講救急救命士へ追加講習を実施する等のフォローを続け、処置拡大救急救命士の確保・養成に努める。



災害医療に係る関係機関の連携強化

- 防災関係機関、医療機関等が連携した訓練等を実施し、災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動の統括・調整機能の強化を図るとともに、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の積極的な活用を促進し、迅速に災害時医療情報を把握できる体制を整備する。

要配慮者対策の促進

（避難行動要支援者対策の促進）

- 市町における避難行動要支援者名簿の更新や情報共有、個別避難計画の策定に係る取組を支援するとともに、本取組における防災関係部署と福祉関係部署の連携を促進する。
- 「災害時外国人サポーター」の登録者の少ない地域において、養成講座を開催する等、当該地域における災害時外国人サポーター登録者数の増加を図る。
- 災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体と連携し、災害派遣福祉チーム（DWA T）のチーム員の登録を促進する。
- 災害福祉支援ネットワーク中央センター（全国社会福祉協議会）と連携し、広域的な支援、受け入れの仕組みについて検討を進める。

（福祉避難所の指定）

- 市町担当部局を対象とした会議を通じた福祉避難所の確保要請等により、福祉避難所の更なる指定等を促進する。

感染症対策の推進

- 災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得るとともに、定期の予防接種の実施主体である市町による確実な予防接種の実施を促進する。

（４）産業・エネルギー

経済活動が機能不全に陥らないよう、企業のBCP策定の支援や、電力の安定供給体制の確保、工業用水道施設の耐震化等を推進するとともに、石油コンビナートにおける防災対策を強化します。

企業BCP策定の支援

- 物や情報等の様々な経営資源を確保し、事業の継続・早期復旧を可能とするため、セミナー等を通じたBCPモデルの活用促進、専門家活用等によるBCP策定支援を図るとともに、事業継続力強化計画の策定・認定支援等を実施し、BCP策定率の向上を図る。

電力の安定供給体制の確保

(電力の長期供給停止の防止)

- 電気事業者においては、電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、必要に応じ発電所・送電線網等の電力システムの耐災性の強化や復旧の迅速化に取り組む。

(県有発電施設の老朽化対策等の推進)

- 施設の劣化状況を的確に把握するとともに、「電気事業施設整備10か年計画」に基づき、施設の老朽化対策、設備のオーバーホール等の施設整備を計画的に実施する。
- 既設発電所のリニューアルやリパワリングを計画的に推進する。
- 発電所の収益性や重要度に応じて、優先的に整備すべき発電所を設定（発電所トリアージ）し、発電所ごとに最適なオーバーホールの実施時期等の具体的な整備方針を検討する。

(再生可能エネルギーの導入促進)

- 山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画改定版）に基づき、県内の自然特性に加え、再生可能エネルギーによる県内産業の技術力を活かし、省・創・蓄エネの組み合わせによる多様な再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進する。

工業用水道施設の耐震化等

- 資産の効率的かつ効果的な維持管理を行うアセットマネジメント手法により、施設の健全度・重要度に基づく更新優先順位を設定し、施設の健全性の確保に向けた計画的・重点的な整備を実施する。
- 「工業用水道事業施設整備10か年計画」に基づき、施設の計画的な更新、強靱化対策及びバックアップ機能の強化を実施する。

石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- 防災計画の見直し・修正や、防災訓練による防災活動の習熟及び関係機関相互の連携強化を通じ、コンビナート防災体制の強化を継続して推進する。



(令和4年度(2022年度)県石油コンビナート等総合防災訓練)

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- 石油タンク（特定・準特定屋外タンク貯蔵所）及び重要度の高い高圧ガス貯槽等については、耐震基準適合済み。なお、高圧ガス設備については、耐震性能の向上のための改修計画を重要度の高い設備から推進するよう関係事業所に求め、改修が困難な設備の場合は、防災計画を踏まえた被害軽減措置及び地震被害を想定した防災訓練により防災体制の強化を図る。

(5) 情報・通信

迅速かつ的確な防災情報を県民へ提供するため、Ｌアラートの活用や避難所等における早期通信手段の確保等、災害時の情報伝達体制の強化に努めます。

業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の推進

- 策定済みの業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）について、点検・訓練の実施や必要に応じた項目の見直し等を通じて、実効性の確保・向上に向けた取組を推進する。

多様な情報伝達手段の確保

- 出水期前を中心に、市町職員や県職員を対象としたシステム操作研修会や訓練を年間通じて開催し、的確な情報伝達の強化を図る。

災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

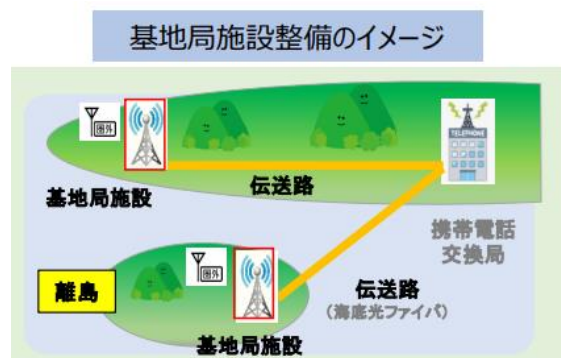
- 防災行政無線の衛星系及び地上系の再整備工事を実施し、老朽化した市町・消防・防災関係機関設備の機能強化を図る。

（的確な情報の発信）

- 多様な情報伝達手段を用いた情報提供を市町に働きかけるとともに、災害発生時において、関係機関と連携しながら、的確な情報発信に努める。

孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 中山間地域等における災害時の孤立防止のため、防災行政無線の戸別受信機の整備や、携帯電話不感地域の縮小に向けた通信事業者による整備等、多様な伝達手段の確保を促進する。
- 海上での小型船舶の通信手段を確保するため、小型船舶を運航する者は通信手段の確保に努めるとともに、船舶の無線局の開設者は無線局の機能維持に努める。
- 携帯不感地域の縮小に向け、通信事業者に必要な整備を行うよう要望を行う。
- 過疎地、山村等の地理的な条件や携帯電話事業者の採算性等の理由により、通信事業者による整備が困難な地域において、市町が実施する基地局施設整備に対し、それに要する経費の一部を補助する。



通信事業者等の災害対応力強化

- 通信事業者においては、災害時に備え、市町と連携し、設置要請のあった避難所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置を進めるとともに、衛星通信機器の更新・追加配備について、引き続き計画的に取り組む。



(特設公衆電話イメージ 出典：NTT西日本ホームページ)

- 放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備等、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む。

(6) 交通・物流

大規模災害時における被災者の避難や支援物資の受入・輸送等を円滑に実施するため、耐震化等、道路や港湾の防災対策を推進するとともに、民間事業者との協定を通じた輸送手段の確保や災害時にも機能する道路ネットワークの構築を図ります。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、無電柱化を推進する。



(県道萩篠生線 斜面の防災対策)

(道路施設の老朽化対策)

- 道路の機能を発揮させるため、トンネル、橋梁等については、長寿命化計画に基づき、5年に1回の定期点検を実施するとともに、健全度に応じて修繕・更新を推進する。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する。



(職員点検の実施状況)

道路ネットワークの整備

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路や、災害時の迂回路や避難路となる生活道路の整備を推進する。



(山陰道 長門・俵山道路 (長門湯本温泉インター付近))



(山陰道 俵山・豊田道路 (下関市豊田町))

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備を推進する。
- 訓練の実施や訓練結果を踏まえた港湾BCPの更新等、継続的な取組を推進する。



(港湾施設の整備 (耐震強化岸壁))

(漁港施設の整備)

- 拠点漁港における、岸壁、防波堤等の耐震・耐津波化を推進するとともに、拠点漁港において、長寿命化計画に基づき、新技術の導入等により、経費の削減と予算の平準化を図り、計画的に老朽化対策を進める。

(空港施設の整備・安全確保)

- 空港における基本施設 (滑走路、着陸帯、誘導路等) や附帯施設を新設・改良するとともに、「山口宇部空港維持管理・更新計画書」に基づき、空港土木施設を適切に管理し、デジタル技術の活用による各種施設の点検業務の効率化を推進する。

救援物資の輸送等

- 大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める。
- 住民避難や支援物資等の輸送については、民間事業者等と災害時の協定を締結するとともに、災害による陸上輸送路の途絶や離島航路の不通等の発生に備え、UAV、漁業取締船や漁業調査船等を救援物資の輸送手段として確保する体制を整備する。
- 必要な支援物資を迅速・確実に届けるため、物流専門家の意見を取り入れた支援物資の輸送体制を構築するとともに、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用した、物資配送訓練を実施し、物資支援体制の強化を図る。

(7) 農林水産

農地・農業用施設の被害の防止を図るため、防災重点農業用ため池の改修や、地すべり防止対策等の農地防災を推進するとともに、農地の保全活動を実施し、水源の涵養等、農地の多面的機能の維持を図ります。

農地防災の推進

- 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、市町のハザードマップ作成等の支援やため池サポートセンターによる点検・指導等、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する。



防災重点農業用ため池の改修整備

- 地すべり防止対策により、農地・農業用施設の保全や人家・人命の保護等、県土の保全や県民生活の安定を図る。
- 個別施設計画等に基づき、施設の損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理へ転換することにより、経費の削減と予算の平準化を図り、農業用施設の長寿命化対策を計画的に推進する。

農業生産基盤の整備・保全

- 営農経費の節減に資する農地の大区画化や、集落営農法人への農地集積を図りスマート農機の活用を前提とした農業生産基盤の整備を進めることによって、水田農業の生産性の向上と省力化を図り、耕作放棄地の発生を防止する。
- 農地の高度利用と収益性の向上を図るため、水田の高機能化を推進する。
- 過疎・高齢化が進む中山間地域の農業生産活動を維持していくためには、集落間連携等による新たな人材の確保が有効であることから、合併や統合による集落協定の広域化を推進する。
- 活動組織の広域化や統合の推進、土地改良区を核とした連携による体制強化を図り、地域資源（農用地、水路、農道等）の適切な保全管理を推進する。



(水田高機能化 地下水位制御システムの施工)

農業生産体制の強化

- 多様な担い手の確保・育成を推進するため、募集から定着まで一貫した支援体制により、新規就業者の安定的な確保・定着を図るとともに、経営発展を目指す意欲ある農業中核経営体の経営基盤強化に向けた支援や、企業等の新規参入の促進等に取り組む。
- 災害時には、市町、農業団体等と連携し、迅速な被害状況の把握及び応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。
- 交通・通信の途絶のため、受託事業者からの災害用救助用米穀の迅速な引渡しが困難な場合は、国に直接、引渡しの要請を行う。

(8) 国土保全・土地利用

災害に強く迅速な復旧復興が可能な県土づくりを進めるため、海岸保全施設の整備や河川改修、治山事業等ハード対策を推進するとともに、高潮・洪水ハザードマップの作成支援等ソフト対策を推進します。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備・点検等)

- 過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備・点検を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、UAV等のデジタル技術の活用により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進し、老朽化対策を進める。

(高潮ハザードマップの整備)

- 日本海側における高潮浸水想定区域図の作成・公表を実施し、市町における高潮ハザードマップ作成の技術的支援を推進する。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年の激甚化・頻発化する水害から県民の暮らしの安心・安全を守るためには、洪水対策が極めて重要であることから、河川改修、ダム建設を着実に推進する。
- 河川の変状を早期に発見し、対応を図るため、航空レーザ測量等のデジタル技術を活用した河川の変状監視を実施する。



(平瀬ダム)

(洪水ハザードマップの整備)

- 全ての水防警報河川に係る浸水想定区域の公表及び洪水ハザードマップの作成は完了している。今後、水防警報河川以外の河川について、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表、オープンデータ化や洪水ハザードマップの作成支援を進める。

(河川管理施設の耐震化)

- 背後の地盤高が低い耐震対策優先区間について、地震による堤防の沈下を抑制し浸水被害の軽減を図るため、耐震化を着実に推進する。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 長寿命化計画に基づき、修繕・更新等の老朽化対策を効率的・効果的に推進する。
- ダム堤体において、劣化等の状況を把握するため、UAV等のデジタル技術を活用した点検を実施し、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進する。

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 近年の局地的な豪雨により山地災害が多発している現状を踏まえ、特に、山麓に近接した集落の安全性の向上を図るため、国の補助制度等を活用した復旧対策や予防対策を通じて、計画的に山地防災機能の強化を図る。



(治山ダム)

(保安林指定の推進等)

- 木材の供給をはじめ、水質の保全や災害の防止等、様々な重要な役割を担う森林について、引き続き市町や関係機関と連携し、保安林指定や荒廃森林の整備を計画的に推進する。

土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備等)

- 近年土砂災害が発生した箇所や要配慮者利用施設・避難所が立地する箇所等、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設の整備を推進する。
- UAVやモバイル端末等を用いて施設点検の効率化を図るとともに、長寿命化計画に基づき、施設の損傷状況に応じて計画的に補修・改築を行うことにより、ライフサイクルコストの削減を図る。



(松原溪流 砂防えん堤)

(土砂災害対策に関する基礎調査の推進)

- 土砂災害警戒区域外で土砂災害が発生するおそれのある区域を航空レーザー測量等により抽出し、土砂災害警戒区域の地形要件を満たす箇所について、基礎調査を行い、適宜、指定を進めることにより、関係市町及び住民へ土砂災害の危険度について周知を行う。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(地籍調査の促進)

- 市が実施する防災対策施策と連携した地籍調査の重点的な支援を行い、地籍整備の促進に努める。

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- 定期的な建設候補地の見直しを行い、市町及び県関係部局に対してさらなる建設候補地の確保を促していく。
- 候補地の見直しに際しては、建設地としての適切性を詳細に確認する。
- 平常時から応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整を継続して行い、定期的にマニュアルを見直す。

(9) リスクコミュニケーション

「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化を図るため、防災意識の醸成、地域ぐるみの防災活動の促進、防災の担い手づくりに取り組みます。

地域防災力の充実強化

(防災意識の醸成)

- 各種ハザードマップや災害教訓事例集、AR・VR等のデジタル技術の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、県民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- 自主防災アドバイザーの養成・派遣等を通じて、地域防災の要である自主防災組織の活性化を推進するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。
- 地域別学校安全推進研修会（県内7地域）において、学校関係者及び県・市町防災部局の合同協議や、コミュニティ・スクールの連携・協働体制を活用しながら、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった実践的な防災訓練等の実施を促進する。



(地域ぐるみの防災活動)



(地域別学校安全推進研修会)

(防災の担い手づくり)

- 地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保等、防災の担い手づくりの取組を進める。

(中山間地域「やまぐち元気生活圏」づくりの推進)

- 「山口県中山間地域づくりビジョン」に基づき、広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを推進するとともに、住民主体の地域づくりを進める。

(10) 人材育成

災害対応力の向上を図るため、防災機関等における人材育成や体制整備、迅速な復旧・復興を担う民間事業者の人材の確保・育成に取り組みます。

人材の育成・確保

- 災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る。

災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- 多職種を対象とした災害医療コーディネーターの養成研修を実施するとともに、訓練を通じた体制整備を図る。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- 担い手確保・育成の取組効果を高めるため、「山口県地域を支える建設産業担い手確保・育成協議会」を通じて、産学公の密接な連携を図る。
- 将来的な建設産業の持続可能性を高めるため、特に若い世代に狙いを絞り、従来の魅力発信及び就業マッチングの取組に加え、ポータルサイトやSNS等も活用し、若年者の確保・育成に重点的に取り組む。

(11) 官民連携

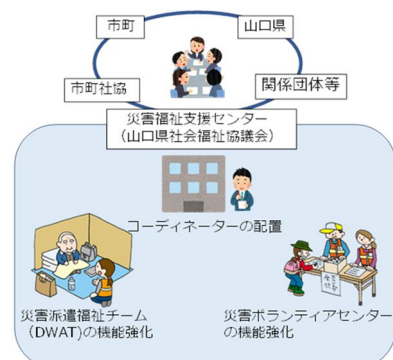
迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、民間事業者等との協定の締結や、官民連携した支援体制の整備に取り組みます。

応援協定の締結・拡充

- 迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充等、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。

被災地支援活動に対する支援体制整備

- 県社会福祉協議会に設置した災害福祉支援センターと連携して、災害ボランティアセンターの運営に関する研修等を行う等、地域住民の災害ボランティアセンター運営への協力体制を強化する。



(災害福祉支援センターと連携した支援体制)

(12) 老朽化対策

道路や港湾等の公共土木施設等の老朽化に計画的に対応するため、個別施設計画の策定を進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るとともに、適切な維持管理・更新を推進します。

公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- 「山口県公共施設等マネジメント基本方針」及び「公共建築物個別施設計画」に基づき、公共建築物のマネジメントとして総量の適正化・不要施設の有効活用や民間活力の活用検討に取り組む。また、耐震化の推進を含む施設の長寿命化の推進等、計画的かつ効率的に施設整備・維持管理の取り組みを進める。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- 高度経済成長期以降に集中的に整備された公共土木施設等が、今後一斉に老朽化することを踏まえ、中長期的なトータルコストの削減・平準化を図りつつ、維持管理・更新を確実に実施する。
- 都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進にあたっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える。
- 公共土木施設等の異状を早期に発見し、早期に対応を図るため、AI・GIS等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する。



(老朽化対策 周防大橋 橋梁補修)

(13) 研究・技術開発

防災対策の高度化を進めるため、大学等と連携し、衛星画像の防災利用やコンクリート構造物の品質確保等の研究・技術開発を促進します。

衛星画像の災害時の活用

- 地震や津波、水害等による被災状況について、広域的かつ迅速に把握するため、宇宙航空研究開発機構(JAXA)、山口大学等と連携し、衛星画像の活用を進める。



(先進レーダ衛星「だいち4号」
(出典：宇宙航空研究開発機構))

コンクリート構造物の品質確保

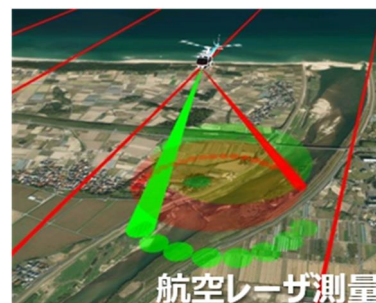
- コンクリート構造物の品質確保に向けて、産学官がそれぞれの分野における最新の知見や取組等の情報を、デジタル技術を活用しながら共有することにより、さらなる品質確保を図っていく。

(14) デジタル活用

防災・減災対策の高度化・効率化、災害対応の迅速化・効率化等を図るため、デジタル技術を活用し、建設DXの推進や、被災者生活再建支援システムの活用等防災DXの推進に取り組みます。

建設DXの推進

- 測量・設計、施工、維持管理の各段階における3次元モデルの活用や、ICT活用工事の推進等による、建設産業の生産性向上に取り組む。
- 公共土木施設等の異状を早期に発見し、早期に対応を図るため、AI・GIS等のデジタル技術を活用し、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進する。
- 公共土木施設等に係る様々なデータをオープン化し、民間企業や研究機関等におけるデータの利活用の促進による、新たなサービス・付加価値の創出に取り組む。



(河川の変状監視)

オープンデータ化の推進

- 県及び市町が保有するデータを公開するための専用サイト「山口県オープンデータカタログサイト」により、今後も継続してデータのオープン化を推進するとともに、適宜、公開済みデータの更新を行い、企業等によるデータの利活用を促進する。

被災者生活再建支援システムの活用

- 被災者の迅速な生活再建を実現するため、避難行動要支援者名簿の作成や住家被害認定調査の効率化等、被災者生活再建支援システムの活用を推進する。

(再掲) 災害医療に係る関係機関の連携強化

- 防災関係機関、医療機関等が連携した訓練等を実施し、災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動の統括・調整機能の強化を図るとともに、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の積極的な活用を促進し、迅速に災害時医療情報を把握できる体制を整備する。

(再掲) 多様な情報伝達手段の確保

- 出水期前を中心に、市町職員や県職員を対象としたシステム操作研修会や訓練を年間通じて開催し、的確な情報伝達の強化を図る。

(再掲) 道路の防災対策の推進

(道路施設の老朽化対策)

- 道路の機能を発揮させるため、トンネル、橋梁等については、長寿命化計画に基づき、5年に1回の定期点検を実施するとともに、健全度に応じて修繕・更新を推進する。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する。

重要業績評価指標（KPI）一覧

1 行政機能／警察・消防等／防災教育等

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
1	防災拠点となる公共施設等の耐震化率（県全体）	91.8%(R4)	100% (R11)
2	県内の防災拠点での再生可能エネルギー普及率	15.4% (R4)	向上させる (R11)
3	指定避難所における避難所運営の手引き作成数	167箇所 (R5)	400箇所以上 (R11)
4	消防防災ヘリコプター2人操縦体制の維持	2人操縦体制 (R6)	維持する (R11)
5	信号機電源付加装置の整備箇所数	累計142箇所 (R5)	8箇所 (毎年)
6	消防団員の条例定数に対する充足率	82.0% (R5)	向上させる (R11)
7	日時等を事前に告げない避難訓練の実施率	64.9%(R5)	80.0%(R11)
8	専門家と連携した防災学習の実施率	66.8%(R5)	80.0%(R11)

2 住宅・都市／環境

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
9	市町立小・中学校の耐震化率	98.7%(R5)	100%(R9)
10	市町立幼稚園の耐震化率	97.6%(R5)	100%(R9)
11	保育所の耐震化率	75.2%(R1)	向上させる (R11)
12	私立学校の耐震化率	93.3%(R4)	概ね解消(R9)
13	住宅の耐震化率	81.2%(H30)	90%(R7)
14	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	74.3%(R4)	耐震性が不十分な建築物を概ね解消(R7)
15	立地適正化計画に防災の観点を取り入れた市町村数	3市(R5)	11市町(R11)
16	住宅用火災警報器の設置率	79.4%(R5)	85.0%(R11)
17	火災予防条例に義務付けられた全ての箇所（寝室、階段等）への設置率	65.9%(R5)	70.0%(R11)
18	上水道の基幹管路の耐震適合率	47.2%(R3)	向上させる (R11)

3 保健医療・福祉

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
19	社会福祉施設の耐震化率	90.0%(R1)	向上させる (R11)
20	定期的に訓練を実施している災害拠点病院の割合	80.0%(R4)	100.0%(R10)
21	DMA Tチーム数	30 チーム (R4)	33 チーム (R11)
22	D P A Tチーム数	2 チーム (R5)	増加させる (R11)
23	処置拡大救急救命士数	371 人 (R5)	維持する (R11)
24	広域災害・救急医療情報システム (EM I S) への医療機関情報の入力率	37%(R4)	60%(R10)
25	災害時外国人サポーター登録者数が5人以上の区域数 (二次保健医療圏)	4 圏域 (R6)	全 8 圏域 (R11)
26	福祉避難所数	228 箇所 (R5)	増加させる (R11)
27	予防接種法に基づく予防接種麻しんワクチン接種率	第 1 期 98.7% 第 2 期 93.2% (R5)	1 期・2 期 95%以上 (毎年)

4 産業・エネルギー

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
28	県内企業 B C P 策定率 (中小企業)	34.3%(R6)	50%(R11)
29	再生可能エネルギーの発電出力	2,296,810kW (R4)	増加させる (R11)
30	優先的に更新を要する工業用水道管路 (全体延長約 8 km) の更新整備延長 (累計)	5.7km (R5)	7.4km (R10)

5 情報・通信

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
31	Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施数	3 回 (R6)	5 回 (R11)

6 交通・物流

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
32	橋梁の耐震補強実施数 (累計)	131 橋 (R5)	167 橋 (R11)
33	橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	580 橋 (R5)	675 橋 (R11)
34	計画期間内に整備を完了する国道・県道の延長 (R5~R9 の累計)	—	50km (R9)

7 農林水産

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
35	防災重点農業用ため池の整備箇所数（累計）	1,773箇所(R5)	1,868箇所(R8)
36	農業用施設の長寿命化施設数（累計）	36箇所(R5)	38箇所(R8)
37	頭首工の改修（累計）	90箇所(R5)	93箇所(R8)
38	排水機場の改修整備（累計）	55箇所(R5)	59箇所(R8)
39	区画整理面積（累計）	23,673ha(R5)	23,900ha(R8)
40	水田高機能化面積（累計）	2,420ha(R5)	2,900ha(R8)
41	中山間地域等直接支払取組面積（年間）	11,736ha(R5)	12,000ha(R8)
42	多面的機能支払取組面積（年間）	20,395ha(R5)	23,000ha(R8)

8 国土保全・土地利用

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
43	治山ダム等の整備地区数(累計)	1,571地区(R5)	1,631地区(R8)
44	保安林指定面積（累計）	107,132ha(R5)	109,500ha(R8)
45	荒廃森林の整備面積（年間）	406ha(R5)	400ha(R8)
46	地籍調査進捗率	63.3%(R4)	67.7%(R11)

9 リスクコミュニケーション

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
47	自主防災組織活動カバー率	96.0%(R5)	向上させる (R11)

10 人材育成

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
48	災害医療コーディネーター数	21人(R4)	24人(R10)
49	建設産業の技術者・技能者の若年者比率	11.3%(R4)	14%(R8)

11 官民連携

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
50	災害時応援協定の締結協定数	131協定(R5)	150協定(R11)
51	災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者数（累計）	510人(R5)	540人(R9)

1 2 老朽化対策

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
再掲	橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計）	580 橋 (R5)	675 橋 (R11)
再掲	農業用施設の長寿命化施設数（累計）	36 箇所 (R5)	38 箇所 (R8)

1 3 研究・技術開発

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
52	大規模災害時の衛星画像の活用率	—	100% (R11)

1 4 デジタル活用

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
53	大規模災害時の被災者生活再建支援システムの活用率	—	100% (R11)
再掲	広域災害・救急医療情報システム (EMIS) への医療機関情報の入力率	37% (R4)	60% (R10)
再掲	Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施	3 回 (R6)	5 回 (R11)
再掲	橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計）	580 橋 (R5)	675 橋 (R11)

2 取組の重点化

本県の国土強靱化を効率的・効果的に進めるため、計画期間（令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)）において取組の重点化を図る必要があります。

このため、「人の命を守る」「地域を守る」「産業を守る」の3つの観点から、本県が直面するリスクや地域特性等を踏まえ、優先度や緊急度を考慮して、以下の7つの取組を、県・市町・関係機関等が一体となって重点的に推進します。実施にあたっては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、取組の更なる加速化を図ります。

重点化した取組を進めることにより、「やまぐち未来維新プラン」に掲げる「災害に強い県づくり」を推進します。

◇大規模自然災害に備えた施設整備

災害から県民生活や経済活動を守る基盤となる、河川やダム、土砂災害防止施設、海岸保全施設等の公共土木施設等の整備を推進する。

◇生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策

今後、発生が懸念される南海トラフ地震等、大規模な地震への備えを着実に進めるため、学校や道路、堤防等、生活・社会基盤の耐震化を推進する。また、道路や港湾等の公共土木施設等の老朽化対策を推進する。

◇ライフライン・サプライチェーンの確保

大規模自然災害が発生しても、県民生活への影響を最小限に抑えるとともに、経済活動が継続できるよう、ライフラインやサプライチェーンの確保を図る。

◇石油コンビナート防災対策

瀬戸内のコンビナートを中心とする企業集積は、本県産業の屋台骨であり、大規模自然災害による災害の発生、拡大を防止するため、石油コンビナートの防災対策を推進する。

◇中山間地域における防災対策

県土の約7割を占め、人口減少・少子高齢化が進む中山間地域において、山地災害対策等のハード整備に加え、情報伝達体制の整備、救助救出活動の充実強化等、防災対策を推進する。

◇地域防災力の充実強化

災害から被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」の精神に基づく取組が重要であり、地域ぐるみの防災活動の促進等、地域防災力の充実強化を推進する。

◇災害対応力の充実強化

災害発生時の応急対策を迅速・的確に実施するため、防災情報システム等の機能強化やデジタル技術の活用、官民連携強化等、災害対応力の充実強化を図る。

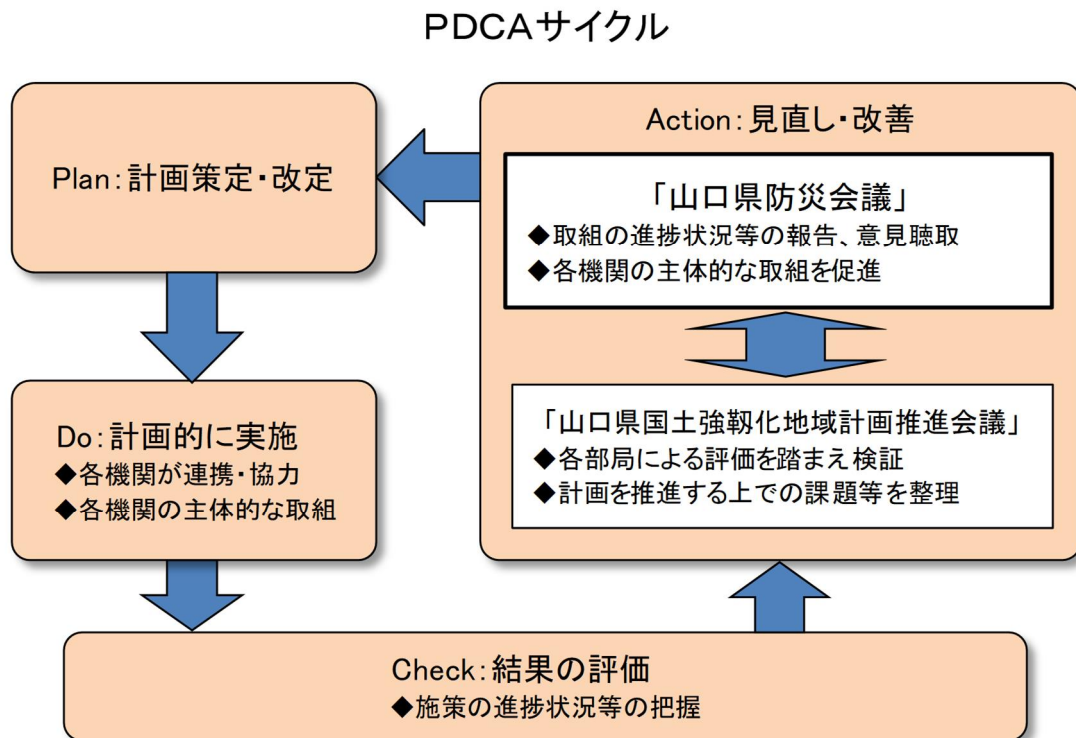
第5章 計画の着実な推進

1 計画の推進体制

国土強靱化は、県・市町・関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、毎年度、「山口県防災会議」に取組の進捗状況等を報告するとともに、各機関の主体的な取組を促進する等、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の進行管理

毎年度、重要業績評価指標（KPI）の達成状況や、数値では測れない定性的な取組状況も含め、施策の進捗状況等を、各部局で構成する「山口県国土強靱化地域計画推進会議」において把握し、検証を行った上で、「山口県防災会議」の意見等を踏まえ、必要に応じて、見直し、改善を行う等、PDCAサイクルにより計画の進行管理を進めます。



「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 あらゆる大規模自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

学校施設の耐震化

- 学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時は地域住民の避難所となる等、重要な役割を担っているところも多いことから、設置者（市町及び学校法人等）により、可能な限り早期に耐震化を完了する必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

（住宅の耐震化）

- 住宅の耐震化率は、81.2%(H30)と、全国水準(約87%、H30)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への更なる支援や、必要な情報を的確に提供できるよう、より効果的な耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（大規模建築物の耐震化）

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。特に、大規模な病院等の不特定多数の者等が利用する耐震診断義務付け対象建築物は、地震により倒壊した場合に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、重点的に耐震化を進めていく必要がある。

社会福祉施設の耐震化

- 社会福祉施設の耐震化率は、90.0%(R1)に改善しているものの、全国平均(92.5%、R1)を下回っており、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

道路の防災対策の推進

（道路の防災対策）

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 災害リスクを踏まえて居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定する等、災害に強い市街地の形成等を促進するため、市町における立地適正化計画の強化を促進する必要がある。

(都市施設の整備)

- 各市町において取組が進んでいるものの、土地区画整理事業は規模が大きく、合意形成等に時間を要するため、都市再生整備計画関連事業等、規模が小さく効果的な事業も活用し、引き続き、市町と連携して市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を進める必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- 地震に伴う盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地の安全性の把握・確認等を進める必要がある。

住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- 住宅用火災警報器の設置率は、79.4%(R5、全国平均 84.3%)で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は 65.9%(R5、全国平均 67.2%)であることから、さらなる普及啓発を行う必要がある。
- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を抑止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

(空き家対策の推進)

- 県内の空き家率は 19.4%(R5)で、全国の空き家率 13.8%(R5)を上回っており、今後も増加していくことが見込まれる。適切に管理されていない空き家の放置により発生しうる防災上の問題等を解決するため、空き家の適正管理・利活用を促進する必要がある。

文化財防災対策の促進

- 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策をより促進する必要がある。

多様な情報伝達手段の確保

- 総合防災情報システムの更新を行う一方、実際に配信作業を行う市町担当者の理解や技術力が追いついていない、負担が多く配信の遅れや誤りが発生する可能性が高いことから定期的に訓練や研修会を開催する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

- 市町立小・中学校の耐震化率 98.7%(R5)
- 市町立幼稚園の耐震化率 97.6%(R5)
- 保育所の耐震化率 75.2%(R1)
- 私立学校の耐震化率 93.3%(R4)
- 住宅の耐震化率 81.2%(H30)
- 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 74.3%(R4)
- 社会福祉施設の耐震化率 90.0%(R1)
- 橋梁の耐震補強実施数（累計） 131 橋 (R5)
- 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 580 橋 (R5)
- 立地適正化計画に防災の観点を取り入れた市町数 3 市 (R5)
- 住宅用火災警報器の設置率 79.4%(R5)
- 火災予防条例に義務付けられた全ての箇所（寝室、階段等）への設置率 65.9%(R5)
- Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施数 3 回 (R6)

1-2) 広域にわたる大規模津波による多数の死者の発生

津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

（海岸堤防の整備・点検）

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

（高潮ハザードマップの整備）

- 平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。先行して見直しを実施した瀬戸内海側に続き、日本海側でも高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。特に、大規模な病院等の不特定多数の者等が利用する耐震診断義務付け対象建築物は、地震により倒壊した場合に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、重点的に耐震化を進めていく必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 災害リスクを踏まえて居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定する等、災害に強い市街地の形成等を促進するため、市町における立地適正化計画の強化を推進する必要がある。

要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- 支援者の不足や市内の連携がうまく取れないことにより、個別避難計画の策定が進まない市町があることから、市町の計画策定の取組を促進する必要がある。また、要配慮者を取り巻く状況は日々変化することから、個別避難計画の策定が進んでいる市町においても、名簿の更新等により新たに要支援者となる者等への対応が必要である。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、引き続き、災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員の増加や、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。

災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

多様な情報伝達手段の確保

- 総合防災情報システムの更新を行う一方、実際に配信作業を行う市町担当者の理解や技術力が追い付いていない、負担が多く配信の遅れや誤りが発生する可能性が高いことから定期的に訓練や研修会を開催する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

- （再掲）橋梁の耐震補強実施数（累計） 131 橋 (R5)
- （再掲）橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 580 橋 (R5)
- （再掲）耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 74.3%(R4)
- （再掲）立地適正化計画に防災の観点を取り入れた市町数 3 市 (R5)
- （再掲）Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施数 3 回 (R6)

1－3）広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生

農地防災の推進

- 本県のため池は、築造年が古いものが多く老朽化が進んでおり、豪雨等で決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

(海岸堤防の整備・点検)

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

- 平成 27 年(2015 年) 7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。先行して見直しを実施した瀬戸内海側に続き、日本海側でも高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

内水対策の促進

(下水道（雨水）の整備)

- 気候変動による降雨量の増大等により、内水被害が頻発していることを踏まえ、内水による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進めていく必要がある。

(内水ハザードマップの整備)

- 気候変動による降雨量の増大等を考慮し、内水による浸水被害が発生することを想定して、想定最大規模降雨を基にした内水ハザードマップの作成・公表を進めていく必要がある。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年では、令和 5 年梅雨前線豪雨(2023 年)をはじめとして、平成 21 年 7 月の中国・九州北部豪雨(2009 年)、平成 22 年 7 月の梅雨前線豪雨(2010 年)、平成 25 年 7 月の大雨(2013 年)、平成 26 年 8 月豪雨(2014 年)、平成 30 年 7 月豪雨(2018 年)により、過去 15 年間で 6 回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

(洪水ハザードマップの整備)

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害への治水対策となる流域治水の実効性を高めるため、水害リスク情報の空白域解消が求められており、水防警報河川以外の河川について、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成支援を進める必要がある。

(河川管理施設の耐震化)

- 耐震対策優先区間は、背後の地盤高が低く、地震により堤防が沈下すれば、大潮時に海水が堤防を越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがあり、耐震化を推進する必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 令和5年度(2023年度)末で、11排水機場で30年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、建設から50年経過したダムが10ダムとなり、老朽化が進んでいることから、計画的に対策を進める必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 災害リスクを踏まえて居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定する等、災害に強い市街地の形成等を促進するため、市町における立地適正化計画の強化を促進する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

防災重点農業用ため池の整備箇所数（累計） 1,773箇所(R5)

農業用施設の長寿命化施設数（累計） 36箇所(R5)

（再掲）立地適正化計画に防災の観点を取り入れた市町数 3市(R5)

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

農地防災の推進

- 地すべり防止区域の整備を進め、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備は着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧対策や山地災害の発生を未然に防止する予防対策のため、今後も計画的に整備を進める必要がある。

土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備等)

- 土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。
- 老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき適正に対策を実施する必要がある。

(土砂災害対策に関する基礎調査の推進)

- 土砂災害から人命を守るために、航空レーザー測量等を用いることによって土砂災害が発生する恐れがある区域を抽出し、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の追加指定を行う必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 災害リスクを踏まえて居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定する等、災害に強い市街地の形成等を促進するため、市町における立地適正化計画の強化を促進する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

治山ダム等の整備地区数（累計） 1,571 地区 (R5)

（再掲）農業用施設の長寿命化施設数（累計） 36 箇所 (R5)

（再掲）立地適正化計画に防災の観点を取り入れた市町数 3 市 (R5)

1-5) 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

多様な情報伝達手段の確保

- 総合防災情報システムの更新を行う一方、実際に配信作業を行う市町担当者の理解や技術力が追いついていない、負担が多く配信の遅れや誤りが発生する可能性が高いことから定期的に訓練や研修会を開催する必要がある。

災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

(的確な情報の発信)

- 災害発生時に、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて、正しい情報を的確に発信する必要がある。

孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 携帯不感地域の縮小に向け、通信事業者において必要な整備を行う必要がある。

要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- 支援者の不足や市内の連携がうまく取れないことにより、個別避難計画の策定が進まない市町があることから、市町の計画策定の取組を促進する必要がある。また、要配慮者を取り巻く状況は日々変化することから、個別避難計画の策定が進んでいる市町においても、名簿の更新等により新たに要支援者となる者等への対応が必要である。
- 災害時外国人サポーターの登録者数には地域差があり、登録者数の少ない地域では、災害時に十分な支援が実施できない可能性がある。

交通安全施設の整備

- 信号機電源付加装置は平成7年度(1995年度)から順次整備を行っているが、設置から19年以上経過すると、装置の老朽化により必要時に機動できない可能性が高くなり災害発生時の運用に支障が生じることが懸念される。

避難体制の整備

(避難体制の整備)

- 避難所における良好な生活環境の整備や在宅被災者への配慮が求められており、国のガイドラインに対応した乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮したマニュアルや避難所運営体制の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

災害時外国人サポーター登録者数が5人以上の区域数(二次保健医療圏) 4圏域(R6)
(再掲) Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施数 3回(R6)

- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備をする必要がある。

(消防施設の耐震化)

- 救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防本部や消防署等の耐震化を行う必要がある。

救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- 全国的に消防防災ヘリコプターの操縦士が不足し、操縦士養成・確保にかかる人件費も高騰する中で、今後も2人操縦士体制を維持する必要がある。

(装備資機材の整備・高度化)

- 災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。
- 災害発生時の救出救助をはじめ、警察活動に必要な装備資機材の整備・充実を図るとともに、装備資機材の確実な使用に向け、訓練等を通じた実効性の確保を図る必要がある。

（警察通信システムの確保）

- 災害発生時、警察通信システムが機能停止とならないよう、各種通信機器の保守点検を継続するとともに、事業者回線を利用した高度警察情報通信基盤システムを活用した活動を展開する必要がある。
- 災害現場等における通信機能確保のため、代替警察施設への移設訓練等の対応訓練を行う必要がある。

警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化

- 県内で災害が発生した際の、警察等の捜索、救助等の部隊活動が円滑かつ効果的・継続的に行われるためには、部隊の活動拠点、大型車両や特殊車両等含む部隊車両の駐車場（駐車スペース）、部隊員の宿泊所等の候補地について情報共有する必要がある。
- 災害後の捜索・救助現場では、関係機関同士が必要情報を共有しながら、効率的に活動を行う必要があるため、気象警報や緊急地震速報発令時、災害発生中におけるシステム的な情報共有を図る必要がある。

災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

消防職員・消防団員等の確保・育成

- 県消防学校等において、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行っているが、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、技術向上・緊急対応の訓練等が必要である。
- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、市町に対し、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

交通安全施設の整備

- 信号機電源付加装置は平成7年度(1995年度)から順次整備を行っているが、設置から19年以上経過すると、装置の老朽化により必要時に機動できない可能性が高くなり災害発生時の運用に支障が生じることが懸念される。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

【重要業績評価指標】

防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 91.8%(R4)

消防防災ヘリコプター2人操縦体制の維持 2人操縦体制(R6)

消防団員の条例定数に対する充足率 82.0%(R5)

建設産業の技術者・技能者の若年者比率 11.3%(R4)

2-2) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

応援協定の締結・拡充

- 広域応援体制や民間企業との連携に係る体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

(再掲) 橋梁の耐震補強実施数 (累計) 131 橋 (R5)

(再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計) 580 橋 (R5)

2-3) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

社会福祉施設の耐震化

- 社会福祉施設の耐震化率は、90.0%(R1)に改善しているものの、全国平均(92.5%、R1)を下回っており、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

- 災害時に、多数の傷病者に適切に医療を行うことができるよう、災害拠点病院を中心とする医療機関の連携体制を構築する必要がある。

災害医療等に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

- 多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の被災も想定される災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動ができる体制を整備する必要がある。
- 被災した精神科病院を継続的に支援するため、DPAT先遣隊の業務を引き継ぐDPATを活動させることができる体制を整備する必要がある。

(処置拡大救急救命士の確保・養成)

- 大規模災害時の医師や看護師等の医療従事者の一時的な不足に対応するため、クラッシュ症候群等への対処が可能な処置拡大救急救命士を確保・養成する必要がある。

災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- 災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成や体制整備に取り組む必要がある。

災害医療に係る関係機関の連携強化

- 広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、引き続き、災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員の増加や、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、81.2%(H30)と、全国水準(約87%、H30)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への更なる支援や、必要な情報を的確に提供できるよう、より効果的な耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。特に、大規模な病院等の不特定多数の者等が利用する耐震診断義務付け対象建築物は、地震により倒壊した場合に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、重点的に耐震化を進めていく必要がある。

都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- 災害リスクを踏まえて居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定する等、災害に強い市街地の形成等を促進するため、市町における立地適正化計画の強化を促進する必要がある。

（大規模盛土造成地マップの整備）

- 地震に伴う盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地の安全性の把握・確認等を進める必要がある。

住宅の防災対策の推進

（空き家対策の推進）

- 県内の空き家率は19.4%(R5)で、全国の空き家率13.8%(R5)を上回っており、今後も増加していくことが見込まれる。適切に管理されていない空き家の放置により発生する防災上の問題等を解決するため、空き家の適正管理・利活用を促進する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

定期的に訓練を実施している災害拠点病院の割合 80.0%(R4)

DMA Tチーム数 30 チーム(R5)

D P A Tチーム数 2 チーム(R5)

処置拡大救急救命士数 371 人(R5)

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への医療機関情報の入力率 37%(R4)

災害医療コーディネーター数 21 人(R4)

（再掲）社会福祉施設の耐震化率 90.0%(R1)

（再掲）橋梁の耐震補強実施数（累計） 131 橋(R5)

（再掲）橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 580 橋(R5)

（再掲）住宅の耐震化率 81.2%(H30)

（再掲）耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 74.3%(R4)

（再掲）立地適正化計画に防災の観点を取り入れた市町数 3 市(R5)

2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

避難体制の整備

(避難体制の整備)

- 避難所における良好な生活環境の整備や在宅被災者への配慮が求められており、国のガイドラインに対応した乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮したマニュアルや避難所運営体制の整備を進める必要がある。

(避難所等の確保)

- 発生する災害の種類や規模によっては、指定緊急避難場所や指定避難所が不足する地域が出てくる可能性があるため、市町においては引き続き施設改修による指定緊急避難場所や指定避難所の追加指定を図るとともに、民間施設との協定や予備的な公共施設の活用による収容先確保を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

指定避難所における避難所運営の手引き作成数 167箇所(R5)

2-5) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

応援協定の締結・拡充

- 災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

上下水道施設等の耐震化等の促進

(水道施設の耐震化)

- 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

(応急給水体制の整備)

- 日本水道協会による応急給水体制が充実しており、加えて、省庁移管に伴い国土交通省による災害時の支援体制が強化された。
- 大規模な応急給水活動時においては、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、関係者間で正確かつ迅速な情報共有を図る必要がある。

(ガス管の耐震化)

- 都市ガスのガス管について、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。

避難体制の整備

(避難体制の整備)

- 避難所における良好な生活環境の整備や在宅被災者への配慮が求められており、国のガイドラインに対応した乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮したマニュアルや避難所運営体制の整備を進める必要がある。

(避難所等の確保)

- 発生する災害の種類や規模によっては、指定緊急避難場所や指定避難所が不足する地域が出てくる可能性があるため、市町においては引き続き施設改修による指定緊急避難場所や指定避難所の追加指定を図るとともに、民間施設との協定や予備的な公共施設の活用による収容先確保を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。

- 災害時に、港湾BCPどおりの対応ができるように計画内容の把握等、定期的な訓練を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

- 拠点漁港において、発災時にも漁船及び緊急物資輸送船舶の係留及び入出港が可能となるよう、岸壁、防波堤等の耐震・耐津波化を推進する必要がある。

(空港施設の整備・安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、管理者による施設等の整備及び安全性の確保に努める必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

災害時応援協定の締結協定数 131 協定 (R5)

上水道の基幹管路の耐震適合率 47.2% (R3)

(再掲) 指定避難所における避難所運営の手引き作成数 167 箇所 (R5)

(再掲) 橋梁の耐震補強実施数 (累計) 131 橋 (R5)

(再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計) 580 橋 (R5)

(再掲) 建設産業の技術者・技能者の若年者比率 11.3% (R4)

2-6) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 携帯不感地域の縮小に向け、通信事業者において必要な整備を行う必要がある。
- 中山間地域が県土の7割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、衛星携帯電話等、多様な伝達手段の確保等に取り組む必要がある。

中山間地域の避難対策

- 中山間地域が県土の7割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、道路の寸断等による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送に対応できるよう、ヘリポートの確保等に取り組む必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備は着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧対策や山地災害の発生を未然に防止する予防対策のため、今後も計画的に整備を進める必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

- (再掲) 橋梁の耐震補強実施数 (累計) 131 橋 (R5)
- (再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計) 580 橋 (R5)
- (再掲) 治山ダム等の整備地区数 (累計) 1,571 地区 (R5)
- (再掲) 建設産業の技術者・技能者の若年者比率 11.3% (R4)

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

感染症対策の推進

- 被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期の予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- 災害時における下水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設の老朽化対策や耐震化等を、下水道ストックマネジメント計画等に基づき着実に進めていく必要がある。
- 下水道施設が被災した場合に、早期に機能を回復させるため、下水道BCPの実効性を高める必要がある。

【重要業績評価指標】

- 予防接種法に基づく予防接種麻しんワクチン接種率 第1期98.7% 第2期93.2% (R5)

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備をする必要がある。

救助救出活動の充実強化

(装備資機材の整備・高度化)

- 災害発生時の救助救出活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。
- 災害発生時の救助救出をはじめ、警察活動に必要な装備資機材の整備・充実を図るとともに、装備資機材の確実な使用に向け、訓練等を通じた実効性の確保を図る必要がある。

(警察通信システムの確保)

- 災害発生時、警察通信システムが機能停止とならないよう、各種通信機器の保守点検を継続するとともに、事業者回線を利用した高度警察情報通信基盤システムを活用した活動を展開する必要がある。
- 災害現場等における通信機能確保のため、代替警察施設への移設訓練等の対応訓練を行う必要がある。

警察本部代替施設の機能強化

- 災害対策の中核的な役割を担う警察本部としての機能を、代替施設に移転できなければ、防災対策ができない。警察活動に必要な通信機能をはじめ、110番通報の受理・指令機能や、電力を維持するための発動発電機燃料の備蓄等を整備する必要がある。

交通安全施設の整備

- 信号機電源付加装置は平成7年度(1995年度)から順次整備を行っているが、設置から19年以上経過すると、装置の老朽化により必要時に機動できない可能性が高くなり災害発生時の運用に支障が生じることが懸念される。

【重要業績評価指標】

信号機電源付加装置の整備箇所数 累計 142 箇所(R5)

(再掲) 防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 91.8%(R4)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

交通安全施設の整備

- 信号機電源付加装置は平成7年度(1995年度)から順次整備を行っているが、設置から19年以上経過すると、装置の老朽化により必要時に機動できない可能性が高くなり災害発生時の運用に支障が生じることが懸念される。

【重要業績評価指標】

(再掲) 信号機電源付加装置の整備箇所数 累計 142 箇所(R5)

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続計画(BCP)の実効性に向けた取組

- 策定済みのBCPの見直しや、各所属における周知徹底等、実効性の確保に向けた取組を進める必要がある。

防災拠点となる公共施設等の強化

(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

- 県、市町村庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

(防災拠点施設における電力等の確保)

- 防災拠点施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、引き続き、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入を進める必要がある。
- 単独浄化槽を設置する県や市町の防災拠点施設において、災害時の汚水処理機能を確保するため、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽への転換を促す必要がある。

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備をする必要がある。

(消防施設の耐震化)

- 救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防本部や消防署等の耐震化を行う必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、81.2%(H30)と、全国水準(約87%、H30)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への更なる支援や、必要な情報を的確に提供できるよう、より効果的な耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。特に、大規模な病院等の不特定多数の者等が利用する耐震診断義務付け対象建築物は、地震により倒壊した場合に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、重点的に耐震化を進めていく必要がある。

災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線(衛星系・地上系)について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

業務継続計画(ICT-BCP)の推進

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、業務継続計画(ICT-BCP)に沿って業務を行う体制を確保する必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年では、令和5年梅雨前線豪雨(2023年)をはじめとして、平成21年7月の中国・九州北部豪雨(2009年)、平成22年7月の梅雨前線豪雨(2010年)、平成25年7月の大雨(2013年)、平成26年8月豪雨(2014年)、平成30年7月豪雨(2018年)により、過去15年間で6回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

- 県内の防災拠点での再生可能エネルギー普及率 15.4%(R4)
- (再掲) 防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 91.8%(R4)
- (再掲) 住宅の耐震化率 81.2%(H30)
- (再掲) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 74.3%(R4)
- (再掲) 橋梁の耐震補強実施数(累計) 131橋(R5)
- (再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 580橋(R5)

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

企業BCP策定の支援

- BCPを策定していない中小企業について、事業継続力強化計画の策定・認定支援等を通じた策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
- 災害時に、港湾BCPどおりの対応ができるように計画内容の把握等、定期的な訓練を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

- 拠点漁港において、発災時にも漁船及び緊急物資輸送船舶の係留及び入出港が可能となるよう、岸壁、防波堤等の耐震・耐津波化を推進する必要がある。

(空港施設の整備・安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、管理者による施設等の整備及び安全性の確保に努める必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年では、令和5年梅雨前線豪雨(2023年)をはじめとして、平成21年7月の中国・九州北部豪雨(2009年)、平成22年7月の梅雨前線豪雨(2010年)、平成25年7月の大雨(2013年)、平成26年8月豪雨(2014年)、平成30年7月豪雨(2018年)により、過去15年間で6回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

県内企業BCP策定率(中小企業) 34.3%(R6)

(再掲) 橋梁の耐震補強実施数(累計) 131橋(R5)

(再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 580橋(R5)

4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

有害物質対策の推進

- 災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理の徹底を図るとともに、流出・拡散防止や汚染物質の除去等、防災対策の徹底を図る必要がある。

石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- コンビナートにおける重大な事故（大規模な火災、爆発等）の発生は、起きてはならない事態であるため、県として防災計画の見直し・修正や、防災訓練、保安担当者会議等で、事故防止対策の推進を継続的に行う必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- 耐震重要度の高い高圧ガス設備のうち、配管等についても、引き続き耐震性の向上を図る必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

(海岸堤防の整備・点検)

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

- 平成 27 年(2015 年) 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。先行して見直しを実施した瀬戸内海側に続き、日本海側でも高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

4-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。

- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
- 災害時に、港湾BCPどおりの対応ができるように計画内容の把握等、定期的な訓練を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

- 拠点漁港において、発災時にも漁船及び緊急物資輸送船舶の係留及び入出港が可能となるよう、岸壁、防波堤等の耐震・耐津波化を推進する必要がある。

(空港施設の整備・安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、管理者による施設等の整備及び安全性の確保に努める必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年では、令和5年梅雨前線豪雨(2023年)をはじめとして、平成21年7月の中国・九州北部豪雨(2009年)、平成22年7月の梅雨前線豪雨(2010年)、平成25年7月の大雨(2013年)、平成26年8月豪雨(2014年)、平成30年7月豪雨(2018年)により、過去15年間で6回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

交通安全施設の整備

- 信号機電源付加装置は平成7年度(1995年度)から順次整備を行っているが、設置から19年以上経過すると、装置の老朽化により必要時に機動できない可能性が高くなり災害発生時の運用に支障が生じることが懸念される。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

- (再掲) 橋梁の耐震補強実施数(累計) 131橋(R5)
- (再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 580橋(R5)
- (再掲) 信号機電源付加装置の整備箇所数 累計142箇所(R5)

4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

農業生産基盤の整備・保全

- 区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い、農業生産力を強化する必要がある。
- 畑作物の生産を拡大し、食料の安定供給を図るためには、水田の高機能化を進め、土地利用を向上させる必要がある。
- 集落営農法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図るためには、本県の7割を占める中山間地域への支援が必要である。
- 農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会等の非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

農地防災の推進

- 本県のため池は、築造年が古いものが多く老朽化が進んでおり、豪雨等で決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- 地すべり防止区域の整備を進め、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。
- 河川流水の流下を阻害している頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水被害を未然に防ぐ必要がある。

農業生産体制の強化

- 農業中核経営体や新規就農者の確保・育成については、ほぼ計画どおり進捗し、農業の生産体制の強化を進めている。
- 事前の災害情報及び技術対策資料の提供、災害発生後の関係機関との連携による被害実態の把握や被害状況に則した技術対策の樹立については、速やかに実施している。
- 食料等の調達・安定供給については、災害発生時の交通・通信の途絶のため、受託事業者からの災害救助用米穀の迅速な輸送ができないことが懸念される。

救援物資の輸送等

- 陸上交通経路の遮断や、離島航路の不通等、最悪の事態発生時における物資の運搬等に備え、漁業調査船及び漁業取締船を活用する体制を整える必要がある。

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
- 災害時に、港湾BCPどおりの対応ができるように計画内容の把握等、定期的な訓練を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

- 拠点漁港において、発災時にも漁船及び緊急物資輸送船舶の係留及び入出港が可能となるよう、岸壁、防波堤等の耐震・耐津波化を推進する必要がある。

(空港施設の整備・安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、管理者による施設等の整備及び安全性の確保に努める必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

区画整理面積（累計） 23,673ha (R5)

水田高機能化面積（累計） 2,420ha (R5)

中山間地域等直接支払取組面積（年間） 11,736ha (R5)

多面的機能支払取組面積（年間） 20,395ha (R5)

頭首工の改修（累計） 90箇所 (R5)

排水機場の改修整備（累計） 55箇所 (R5)

（再掲）防災重点農業用ため池の整備箇所数（累計） 1,773箇所 (R5)

（再掲）農業用施設の長寿命化施設数（累計） 36箇所 (R5)

（再掲）橋梁の耐震補強実施数（累計） 131橋 (R5)

（再掲）橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 580橋 (R5)

4-5) 農地・森林や生態等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

山地災害対策の推

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備は着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧対策や山地災害の発生を未然に防止する予防対策のため、今後も計画的に整備を進める必要がある。

(保安林指定の推進)

- 水源のかん養や山地災害防止等、森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林指定については着実に推進している。今後も、ダム上流や砂防指定地上流において重要な役割を果たしている森林等について計画的に保安林指定を進める必要がある。

(荒廃森林の整備)

- 奥山等の荒廃した森林の公益的機能の回復を図るため、荒廃森林の整備を着実に推進している。今後も、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進する必要がある。

農業生産基盤の整備・保全

- 農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会等の非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

保安林指定面積（累計）	107,132ha (R5)
荒廃森林の整備面積（年間）	406ha (R5)
（再掲）治山ダム等の整備地区数（累計）	1,571 地区 (R5)
（再掲）多面的機能支払取組面積（年間）	20,395ha (R5)

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、情報通信サービス、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、業務継続計画（ICT-BCP）に沿って業務を行う体制を確保する必要がある。

多様な情報伝達手段の確保

- 総合防災情報システムの更新を行う一方、実際に配信作業を行う市町担当者の理解や技術力が追いついていない、負担が多く配信の遅れや誤りが発生する可能性が高いことから定期的に訓練や研修会を開催する必要がある。

災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

通信事業者等の災害対応力強化

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要がある。
- 放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備等、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

救助救出活動の充実強化

(警察通信システムの確保)

- 災害発生時、警察通信システムが機能停止とならないよう、各種通信機器の保守点検を継続するとともに、事業者回線を利用した高度警察情報通信基盤システムを活用した活動を展開する必要がある。
- 災害現場等における通信機能確保のため、代替警察施設への移設訓練等の対応訓練を行う必要がある。

警察本部代替施設の機能強化

- 災害対策の中核的な役割を担う警察本部としての機能を、代替施設に移転できなければ、防災対策ができない。警察活動に必要な通信機能をはじめ、110番通報の受理・指令機能や、電力を維持するための発動発電機燃料の備蓄等を整備する必要がある。

【重要業績評価指標】

(再掲) Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施数 3回(R6)

5-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等の燃料供給施設等の機能停止

電力の安定供給体制の確保

（電力の長期供給停止の防止）

- 電気事業者においては、電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

（県有発電施設の老朽化対策等の推進）

- 発電所の老朽化が進んでおり、近い将来、複数の施設において大規模改修が必要となる見込みであるため、長期的な視点に立って更新を進めることが必要である。

（再生可能エネルギーの導入促進）

- 太陽光発電の導入が急激に拡大し、バイオマスについても増加しているが、立地制約の強い風力、水力等の電源の導入は限定的である。エネルギー供給源の多様化のため、引き続き、太陽熱、森林バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

石油コンビナート防災対策の強化

（石油コンビナート防災体制の強化）

- コンビナートにおける重大な事故（大規模な火災、爆発等）の発生は、起きてはならない事態であるため、県として防災計画の見直し・修正や、防災訓練、保安担当者会議等で、事故防止対策の推進を継続的に行う必要がある。

（石油コンビナート区域の耐震強化）

- 耐震重要度の高い高圧ガス設備のうち、配管等についても、引き続き耐震性の向上を図る必要がある。

道路の防災対策の推進

（道路の防災対策）

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

再生可能エネルギーの発電出力 2,296,810kW(R4)

(再掲) 橋梁の耐震補強実施数(累計) 131橋(R5)

(再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 580橋(R5)

5-3) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- 災害時における下水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設の老朽化対策や耐震化等を、下水道ストックマネジメント計画等に基づき着実に進めていく必要がある。
- 下水道施設が被災した場合に、早期に機能を回復させるため、下水道BCPの実効性を高める必要がある。

(水道施設の耐震化)

- 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

- 水道施設の耐震化には費用と年月を要することから、災害発生時における応急給水及び復旧体制を確保するため、市町が定めるBCP及び危機管理マニュアルに基づく訓練の実施が必要である。

(応急給水体制の整備)

- 日本水道協会による応急給水体制が充実しており、加えて、省庁移管に伴い国土交通省による災害時の支援体制が強化された。
- 大規模な応急給水活動時においては、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、関係者間で正確かつ迅速な情報共有を図る必要がある。

工業用水道施設の耐震化等

- 管路をはじめとする施設の老朽化が急速に進行していく見込みとなっており、施設の健全性を確保することが必要である。
- 管路の計画的な更新に加え、安定給水を確保するための激甚化する自然災害への対応や、バックアップ機能の強化に取り組むことが必要である。

【重要業績評価指標】

優先的に更新を要する工業用水道管路（全体延長約8km）の更新整備延長（累計）

5.7km(R5)

（再掲）上水道の基幹管路の耐震適合率 47.2%(R3)

5-4) 地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
- 災害時に、港湾BCPどおりの対応ができるように計画内容の把握等、定期的な訓練を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

- 拠点漁港において、発災時にも漁船及び緊急物資輸送船舶の係留及び入出港が可能となるよう、岸壁、防波堤等の耐震・耐津波化を推進する必要がある。

(空港施設の整備・安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、管理者による施設等の整備及び安全性の確保に努める必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

交通安全施設の整備

- 信号機電源付加装置は平成7年度(1995年度)から順次整備を行っているが、設置から19年以上経過すると、装置の老朽化により必要時に機動できない可能性が高くなり災害発生時の運用に支障が生じることが懸念される。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

- (再掲) 橋梁の耐震補強実施数 (累計) 131 橋 (R5)
- (再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計) 580 橋 (R5)
- (再掲) 信号機電源付加装置の整備箇所数 累計 142 箇所 (R5)

6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する**6-1) 復旧復興を担う人材 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態****迅速な復旧・復興に向けた取組****(建設産業の担い手確保・育成)**

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

応援協定の締結・拡充

- 広域応援体制や民間企業との連携に係る体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

【重要業績評価指標】

- (再掲) 建設産業の技術者・技能者の若年者比率 11.3% (R4)

6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態**災害廃棄物処理対策の推進**

- 災害により各市町のごみ処理施設に被害が生じる等、処理が困難となる場合、近隣市町や近隣県へのごみ処理の受入調整を要する。このため、県内市町での相互支援体制や中国地区での広域に渡る災害廃棄物処理に係る連携・協力体制の強化が必要である。

6-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態

消防職員・消防団員等の確保・育成

- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、市町に対し、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

地域防災力の充実強化

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- 地域における防災活動を促進するため、各市町で図上訓練、実働訓練の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援等、市町と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備をする必要がある。

(消防施設の耐震化)

- 救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防本部や消防署等の耐震化を行う必要がある。

救助救出活動の充実強化

(装備資機材の整備・高度化)

- 災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。
- 災害発生時の救出救助をはじめ、警察活動に必要な装備資機材の整備・充実を図るとともに、装備資機材の確実な使用に向け、訓練等を通じた実効性の確保を図る必要がある。

警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化

- 県内で災害が発生した際の、警察等の捜索、救助等の部隊活動が円滑かつ効果的・継続的に行われるためには、部隊の活動拠点、大型車両や特殊車両等含む部隊車両の駐車場（駐車スペース）、部隊員の宿泊所等の候補地について情報共有する必要がある。
- 災害後の捜索・救助現場では、関係機関同士が必要情報を共有しながら、効率的に活動を行う必要があるため、気象警報や緊急地震速報発令時、災害発生中におけるシステム的な情報共有を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

自主防災組織活動カバー率 96.0% (R5)

(再掲) 消防団員の条例定数に対する充足率 82.0% (R5)

(再掲) 防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 91.8% (R4)

6-4) 基幹インフラの損壊により復旧復興が大幅に遅れる事態

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
- 災害時に、港湾BCPどおりの対応ができるように計画内容の把握等、定期的な訓練を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

- 拠点漁港において、発災時にも漁船及び緊急物資輸送船舶の係留及び入出港が可能となるよう、岸壁、防波堤等の耐震・耐津波化を推進する必要がある。

(空港施設の整備・安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、管理者による施設等の整備及び安全性の確保に努める必要がある。

交通安全施設の整備

- 信号機電源付加装置は平成7年度(1995年度)から順次整備を行っているが、設置から19年以上経過すると、装置の老朽化により必要時に機動できない可能性が高くなり災害発生時の運用に支障が生じることが懸念される。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(地籍調査の促進)

- 地籍調査は、正確な土地の基礎的情報(境界・面積等)の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであり、引き続き、地籍整備を促進する必要がある。

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

被災者生活再建支援システムの活用

- 被災者の迅速な生活再建を実現するため、被災者生活再建支援システムの活用を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

地籍調査進捗率 63.3%(R4)

(再掲) 橋梁の耐震補強実施数(累計) 131橋(R5)

(再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 580橋(R5)

(再掲) 信号機電源付加装置の整備箇所数 累計142箇所(R5)

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

迅速な復旧・復興に向けた取組

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- 建設候補地については、毎年度見直しを行っているが、被災市町内で確保できない場合がある。

6-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財防災対策の促進

- 過疎化・少子高齢化の進行、さらには大規模な災害の発生により、無形民俗文化財が消滅する可能性は高くなっていることから、映像等のデジタルデータによる記録保存を促進する必要も高まっている。
- 市町の文化財保存活用地域計画作成を通じ、未指定文化財の把握を促進する必要がある。
- 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策をより促進する必要がある。
- 市町や民間団体（ヘリテージマネージャーや県建築士会）等との連携をより強化し、災害時の受援に備えた体制整備が必要である。

6-7) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

的確な情報の発信

- 災害発生時に、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて、正しい情報を的確に発信する必要がある。

施策分野ごとの脆弱性評価結果

(個別施策分野)

1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

《行政機能》

防災拠点となる公共施設等の強化

(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

- 県、市町村庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

(防災拠点施設における電力等の確保)

- 防災拠点施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、引き続き、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入を進める必要がある。
- 単独浄化槽を設置する県や市町の防災拠点施設において、災害時の汚水処理機能を確保するため、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽への転換を促す必要がある。

業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- 策定済みのBCPの見直しや、各所属における周知徹底等、実効性の確保に向けた取組を進める必要がある。

応援協定の締結・拡充

- 広域応援体制や民間企業との連携に係る体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

避難体制の整備

(避難体制の整備)

- 避難所における良好な生活環境の整備や在宅被災者への配慮が求められており、国のガイドラインに対応した乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮したマニュアルや避難所運営体制の整備を進める必要がある。

(避難所等の確保)

- 発生する災害の種類や規模によっては、指定緊急避難場所や指定避難所が不足する地域が出てくる可能性があるため、市町においては引き続き施設改修による指定緊急避難場所や指定避難所の追加指定を図るとともに、民間施設との協定や予備的な公共施設の活用による収容先確保を進める必要がある。

中山間地域の避難対策

- 中山間地域が県土の7割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、道路の寸断等による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送に対応できるよう、ヘリポートの確保等に取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体)	91.8%(R4)
県内の防災拠点での再生可能エネルギー普及率	15.4%(R4)
指定避難所における避難所運営の手引き作成数	167箇所(R5)

《警察・消防》

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備をする必要がある。

(消防施設の耐震化)

- 救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防本部や消防署等の耐震化を行う必要がある。

警察本部代替施設の機能強化

- 災害対策の中核的な役割を担う警察本部としての機能を、代替施設に移転できなければ、防災対策ができない。警察活動に必要な通信機能をはじめ、110番通報の受理・指令機能や、電力を維持するための発動発電機燃料の備蓄等を整備する必要がある。

救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- 全国的に消防防災ヘリコプターの操縦士が不足し、操縦士養成・確保にかかる人件費も高騰する中で、今後も2人操縦士体制を維持する必要がある。

(装備資機材の整備・高度化)

- 災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。
- 災害発生時の救出救助をはじめ、警察活動に必要な装備資機材の整備・充実を図るとともに、装備資機材の確実な使用に向け、訓練等を通じた実効性の確保を図る必要がある。

(警察通信システムの確保)

- 災害発生時、警察通信システムが機能停止とならないよう、各種通信機器の保守点検を継続するとともに、事業者回線を利用した高度警察情報通信基盤システムを活用した活動を展開する必要がある。
- 災害現場等における通信機能確保のため、代替警察施設への移設訓練等の対応訓練を行う必要がある。

交通安全施設の整備

- 信号機電源付加装置は平成7年度(1995年度)から順次整備を行っているが、設置から19年以上経過すると、装置の老朽化により必要時に機動できない可能性が高くなり災害発生時の運用に支障が生じることが懸念される。

警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化

- 県内で災害が発生した際の、警察等の捜索、救助等の部隊活動が円滑かつ効果的・継続的に行われるためには、部隊の活動拠点、大型車両や特殊車両等含む部隊車両の駐車場(駐車スペース)、部隊員の宿泊所等の候補地について情報共有する必要がある。
- 災害後の捜索・救助現場では、関係機関同士が必要情報を共有しながら、効率的に活動を行う必要があるため、気象警報や緊急地震速報発令時、災害発生中におけるシステム的な情報共有を図る必要がある。

消防職員・消防団員等の確保・育成

- 県消防学校等において、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行っているが、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、技術向上・緊急対応の訓練等が必要である。
- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、市町に対し、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

(再掲) 防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 91.8%(R4)
消防防災ヘリコプター2人操縦体制の維持 2人操縦体制(R6)
信号機電源付加装置の整備箇所数 累計142箇所(R5)
消防団員の条例定数に対する充足率 82.0%(R5)

《防災教育等》

防災教育等

- 日時等を事前に告げないより実践的な避難訓練の実施や地域の実情に即した避難訓練、専門家等と連携した防災学習の実施等、防災教育の一層の充実を図り、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができる資質・能力をさらに育成する必要がある。

【重要業績評価指標】

日時等を事前に告げない避難訓練の実施率 64.9%(R5)
専門家と連携した防災学習の実施率 66.8%(R5)

2) 住宅・都市／環境

《住宅・都市》

学校施設の耐震化

- 学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時は地域住民の避難所となる等、重要な役割を担っているところも多いことから、設置者（市町及び学校法人等）により、可能な限り早期に耐震化を完了する必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

（住宅の耐震化）

- 住宅の耐震化率は、81.2%(H30)と、全国水準（約 87%、H30）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への更なる支援や、必要な情報を的確に提供できるよう、より効果的な耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（大規模建築物の耐震化）

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。特に、大規模な病院等の不特定多数の者等が利用する耐震診断義務付け対象建築物は、地震により倒壊した場合に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、重点的に耐震化を進めていく必要がある。

都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- 災害リスクを踏まえて居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定する等、災害に強い市街地の形成等を促進するため、市町における立地適正化計画の強化を推進する必要がある。

（都市施設の整備）

- 各市町において取組が進んでいるものの、土地区画整理事業は規模が大きく、合意形成等に時間を要するため、都市再生整備計画関連事業等、規模が小さく効果的な事業も活用し、引き続き、市町と連携して市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を進める必要がある。

（大規模盛土造成地マップの整備）

- 地震に伴う盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地の安全性の把握・確認等を進める必要がある。

住宅の防災対策の推進

（住宅の防火対策の推進）

- 住宅用火災警報器の設置率は、79.4%(R5、全国平均 84.3%)で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は 65.9%(R5、全国平均 67.2%)であることから、さらなる普及啓発を行う必要がある。

- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を抑止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

(空き家対策の推進)

- 県内の空き家率は19.4%(R5)で、全国の空き家率13.8%(R5)を上回っており、今後も増加していくことが見込まれる。適切に管理されていない空き家の放置により発生しうる防災上の問題等を解決するため、空き家の適正管理・利活用を促進する必要がある。

文化財防災対策の促進

- 過疎化・少子高齢化の進行、さらには大規模な災害の発生により、無形民俗文化財が消滅する可能性は高くなっていることから、映像等のデジタルデータによる記録保存を促進する必要も高まっている。
- 市町の文化財保存活用地域計画作成を通じ、未指定文化財の把握を促進する必要がある。
- 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策をより促進する必要がある。
- 市町や民間団体（ヘリテージマネージャーや県建築士会）等との連携をより強化し、災害時の受援に備えた体制整備が必要である。

内水対策の促進

(下水道（雨水）の整備)

- 気候変動による降雨量の増大等により、内水被害が頻発していることを踏まえ、内水による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進めていく必要がある。

(内水ハザードマップの整備)

- 気候変動による降雨量の増大等を考慮し、内水による浸水被害が発生することを想定して、想定最大規模降雨を基にした内水ハザードマップの作成・公表を進めていく必要がある。

上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- 災害時における下水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設の老朽化対策や耐震化等を、下水道ストックマネジメント計画等に基づき着実に進めていく必要がある。
- 下水道施設が被災した場合に、早期に機能を回復させるため、下水道BCPの実効性を高める必要がある。

(水道施設の耐震化)

- 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。
- 水道施設の耐震化には費用と年月を要することから、災害発生時における応急給水及び復旧体制を確保するため、市町が定めるBCP及び危機管理マニュアルに基づく訓練の実施が必要である。

(ガス管の耐震化)

- 都市ガスのガス管について、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。

(応急給水体制の整備)

- 日本水道協会による応急給水体制が充実しており、加えて、省庁移管に伴い国土交通省による災害時の支援体制が強化された。
- 大規模な応急給水活動時には、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、関係者間で正確かつ迅速な情報共有を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

市町立小・中学校の耐震化率 98.7%(R5)

市町立幼稚園の耐震化率 97.6%(R5)

保育所の耐震化率 75.2%(R1)

私立学校の耐震化率 93.3%(R4)

住宅の耐震化率 81.2%(H30)

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 74.3%(R4)

立地適正化計画に防災の観点を取り入れた市町数 3市(R5)

住宅用火災警報器の設置率 79.4%(R5)

火災予防条例に義務付けられた全ての箇所(寝室、階段等)への設置率 65.9%(R5)

上水道の基幹管路の耐震適合率 47.2%(R3)

《環境》

災害廃棄物処理対策の推進

- 災害により各市町のごみ処理施設に被害が生じる等、処理が困難となる場合、近隣市町や近隣県へのごみ処理の受入調整を要する。このため、県内市町での相互支援体制や中国地区での広域に渡る災害廃棄物処理に係る連携・協力体制の強化が必要である。

有害物質対策の推進

- 災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理の徹底を図るとともに、流出・拡散防止や汚染物質の除去等、防災対策の徹底を図る必要がある。

3) 保健医療・福祉

社会福祉施設の耐震化

- 社会福祉施設の耐震化率は、90.0%(R1)に改善しているものの、全国平均(92.5%、R1)を下回っており、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

- 災害時に、多数の傷病者に適切に医療を行うことができるよう、災害拠点病院を中心とする医療機関の連携体制を構築する必要がある。

災害医療等に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

- 多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の被災も想定される災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動ができる体制を整備する必要がある。
- 被災した精神科病院を継続的に支援するため、DPAT先遣隊の業務を引き継ぐDPATを活動させることができる体制を整備する必要がある。

(処置拡大救急救命士の確保・養成)

- 大規模災害時の医師や看護師等の医療従事者の一時的な不足に対応するため、クラッシュ症候群等への対処が可能な処置拡大救急救命士を確保・養成する必要がある。

災害医療に係る関係機関の連携強化

- 広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- 支援者の不足や市内の連携がうまく取れないことにより、個別避難計画の策定が進まない市町があることから、市町の計画策定の取組を促進する必要がある。また、要配慮者を取り巻く状況は日々変化することから、個別避難計画の策定が進んでいる市町においても、名簿の更新等により新たに要支援者となる者等への対応が必要である。
- 災害時外国人サポーターの登録者数には地域差があり、登録者数の少ない地域では、災害時に十分な支援が実施できない可能性がある。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、引き続き、災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員の増加や、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。

(福祉避難所の指定)

- 避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、市町による指定等を促進する必要がある。

感染症対策の推進

- 被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期の予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

【重要業績評価指標】

社会福祉施設の耐震化率 90.0%(R1)

定期的に訓練を実施している災害拠点病院の割合 80.0%(R4)

DMA Tチーム数 30 チーム(R4)

D P A Tチーム数 2 チーム(R5)

処置拡大救急救命士数 371 人(R5)

広域災害・救急医療情報システム (E M I S) への医療機関情報の入力率 37%(R4)

災害時外国人サポーター登録者数が5人以上の区域数(二次保健医療圏) 4 圏域(R6)

福祉避難所数 228 箇所(R5)

予防接種法に基づく予防接種麻しんワクチン接種率 第1期98.7% 第2期93.2%(R5)

4) 産業・エネルギー

企業BCP策定の支援

- B C Pを策定していない中小企業について、事業継続力強化計画の策定・認定支援等を通じた策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したB C Pの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

電力の安定供給体制の確保

(電力の長期供給停止の防止)

- 電気事業者においては、電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

(県有発電施設の老朽化対策等の推進)

- 発電所の老朽化が進んでおり、近い将来、複数の施設において大規模改修が必要となる見込みであるため、長期的な視点に立って更新を進める必要がある。

(再生可能エネルギーの導入促進)

- 太陽光発電の導入が急激に拡大し、バイオマスについても増加しているが、立地制約の強い風力、水力等の電源の導入は限定的である。エネルギー供給源の多様化のため、引き続き、太陽熱、森林バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

工業用水道施設の耐震化等

- 管路をはじめとする施設の老朽化が急速に進行していく見込みとなっており、施設の健全性を確保することが必要である。
- 管路の計画的な更新に加え、安定給水を確保するための激甚化する自然災害への対応や、バックアップ機能の強化に取り組むことが必要である。

石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- コンビナートにおける重大な事故（大規模な火災、爆発等）の発生は、起きてはならない事態であるため、県として防災計画の見直し・修正や、防災訓練、保安担当者会議等で、事故防止対策の推進を継続的に行う必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- 耐震重要度の高い高圧ガス設備のうち、配管等についても、引き続き耐震性の向上を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

県内企業BCP策定率（中小企業） 34.3%(R6)

再生可能エネルギーの発電出力 2,296,810kW(R4)

優先的に更新を要する工業用水道管路（全体延長約8km）の更新整備延長（累計）
5.7km(R5)

5) 情報・通信

業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、業務継続計画（ICT-BCP）に沿って業務を行う体制を確保する必要がある。

多様な情報伝達手段の確保

- 総合防災情報システムの更新を行う一方、実際に配信作業を行う市町担当者の理解や技術力が追い付いていない、負担が多く配信の遅れや誤りが発生する可能性が高いことから定期的に訓練や研修会を開催する必要がある。

災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

(的確な情報の発信)

- 災害発生時に、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて、正しい情報を的確に発信する必要がある。

孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 携帯不感地域の縮小に向け、通信事業者において必要な整備を行う必要がある。
- 中山間地域が県土の7割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、衛星携帯電話等、多様な伝達手段の確保等に取り組む必要がある。

通信事業者等の災害対応力強化

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要がある。
- 放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備等、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施数 3回(R6)

6) 交通・物流

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 能登半島地震等、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路等の高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路の整備を進める必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
- 災害時に、港湾BCPどおりの対応ができるように計画内容の把握等、定期的な訓練を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

- 拠点漁港において、発災時にも漁船及び緊急物資輸送船舶の係留及び入出港が可能となるよう、岸壁、防波堤等の耐震・耐津波化を推進する必要がある。

(空港施設の整備・安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、管理者による施設等の整備及び安全性の確保に努める必要がある。

救援物資の輸送等

- 災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路の確保は重要であり、緊急輸送道路の指定を進める必要がある。
- 離島においては、船舶等による救助・救出や物資の輸送に対応できるよう、関係機関との連携を構築しておく必要がある。
- 陸上交通経路の遮断や、離島航路の不通等、最悪の事態発生時における物資の運搬等に備え、漁業調査船及び漁業取締船を活用する体制を整える必要がある。

【重要業績評価指標】

橋梁の耐震補強実施数（累計） 131 橋 (R5)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 580 橋 (R5)

計画期間内に整備を完了する国道・県道の延長（5年間の累計） -

7) 農林水産

農地防災の推進

- 本県のため池は、築造年が古いものが多く老朽化が進んでおり、豪雨等で決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- 地すべり防止区域の整備を進め、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。
- 河川流水の流下を阻害している頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水被害を未然に防ぐ必要がある。

農業生産基盤の整備・保全

- 区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い、農業生産力を強化する必要がある。
- 畑作物の生産を拡大し、食料の安定供給を図るためには、水田の高機能化を進め、土地利用率を向上させる必要がある。
- 集落営農法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図るためには、本県の7割を占める中山間地域への支援が必要である。
- 農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会等の非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

農業生産体制の強化

- 農業中核経営体や新規就農者の確保・育成については、ほぼ計画どおり進捗し、農業の生産体制の強化を進めている。
- 事前の災害情報及び技術対策資料の提供、災害発生後の関係機関との連携による被害実態の把握や被害状況に則した技術対策の樹立については、速やかに実施している。
- 食料等の調達・安定供給については、災害発生時の交通・通信の途絶のため、受託事業者からの災害救助用米穀の迅速な輸送ができないことが懸念される。

【重要業績評価指標】

防災重点農業用ため池の整備箇所数（累計） 1,773箇所(R5)

農業用施設の長寿命化施設数（累計） 36箇所(R5)

頭首工の改修（累計） 90箇所(R5)

排水機場の改修整備（累計） 55箇所(R5)

区画整理面積（累計） 23,673ha(R5)

水田高機能化面積（累計） 2,420ha(R5)

中山間地域等直接支払取組面積（年間） 11,736ha(R5)

多面的機能支払取組面積（年間） 20,395ha(R5)

8) 国土保全・土地利用

津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

（海岸堤防の整備・点検）

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

（高潮ハザードマップの整備）

- 平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。先行して見直しを実施した瀬戸内海側に続き、日本海側でも高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

洪水対策の推進

（河川改修、ダム建設の推進）

- 近年では、令和5年梅雨前線豪雨(2023年)をはじめとして、平成21年7月の中国・九州北部豪雨(2009年)、平成22年7月の梅雨前線豪雨(2010年)、平成25年7月の大雨(2013年)、平成26年8月豪雨(2014年)、平成30年7月豪雨(2018年)により、過去15年間で6回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

（洪水ハザードマップの整備）

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害への治水対策となる流域治水の実効性を高めるため、水害リスク情報の空白域解消が求められており、水防警報河川以外の河川について、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成支援を進める必要がある。

(河川管理施設の耐震化)

- 耐震対策優先区間は、背後の地盤高が低く、地震により堤防が沈下すれば、大潮時に海水が堤防を越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがあり、耐震化を推進する必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 令和5年度(2023年度)末で、11排水機場で30年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、建設から50年経過したダムが10ダムとなり、老朽化が進んでいることから、計画的に対策を進める必要がある。

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備は着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧対策や山地災害の発生を未然に防止する予防対策のため、今後も計画的に整備を進める必要がある。

(保安林指定の推進)

- 水源のかん養や山地災害防止等、森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林指定については着実に推進している。今後も、ダム上流や砂防指定地上流において重要な役割を果たしている森林等について計画的に保安林指定を進める必要がある。

(荒廃森林の整備)

- 奥山等の荒廃した森林の公益的機能の回復を図るため、荒廃森林の整備を着実に推進している。今後も、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進する必要がある。

土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備等)

- 土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。
- 老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき適正に対策を実施する必要がある。

(土砂災害対策に関する基礎調査の推進)

- 土砂災害から人命を守るために、航空レーザー測量等を用いることによって土砂災害が発生する恐れがある区域を抽出し、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の追加指定を行う必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(地籍調査の促進)

- 地籍調査は、正確な土地の基礎的情報（境界・面積等）の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであり、引き続き、地籍整備を促進する必要がある。

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- 建設候補地については、毎年度見直しを行っているが、被災市町内で確保できない場合がある。

【重要業績評価指標】

治山ダム等の整備地区数（累計） 1,571 地区 (R5)

保安林指定面積（累計） 107,132ha (R5)

荒廃森林の整備面積（年間） 406ha (R5)

地籍調査進捗率 63.3% (R4)

(横断的分野)

9) リスクコミュニケーション

地域防災力の充実強化

(防災意識の醸成)

- 災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らの命は自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の充実強化を図る必要がある。
- 防災意識を醸成するため、防災知識の普及啓発や防災教育・訓練を充実させる必要がある。

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- 地域における防災活動を促進するため、各市町で図上訓練、実働訓練の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援等、市町と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。
- 避難所の円滑な開設・運営に当たっては、予め学校施設の避難所としての利用方法を決めておくことが重要であることから、地域の状況に応じ、学校の教育活動の再開・継続に支障のない範囲で、要配慮者スペースの確保、熱中症対策等を図るための体育館・特別教室・普通教室の利用、避難者及び避難所の運営に資する活動を行う者の校内通信環境の利用等について学校と市町の担当部局や関係機関等と協議し、共通認識を図る必要がある。

(防災の担い手づくり)

- 災害発生後の避難、救護等を円滑に進めるため、自主防災組織と消防団が連携した地域防災の担い手の育成が必要である。

(中山間地域「やまぐち元気生活圏」づくりの推進)

- 集落の小規模高齢化が進む中、災害発生時にも地域の生活機能・サービスを維持することができるよう、複数の集落が広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う仕組みづくりを進める必要がある。

【重要業績評価指標】

自主防災組織活動カバー率 96.0%(R5)

10) 人材育成

人材の育成・確保

- 災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。

災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- 災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成や体制整備に取り組む必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

【重要業績評価指標】

災害医療コーディネーター数 21人(R4)

建設産業の技術者・技能者の若年者比率 11.3%(R4)

1 1) 官民連携

応援協定の締結・拡充

- 災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

被災地支援活動に対する支援体制整備

- 引き続き、被災者ニーズに的確に対応したボランティアの派遣を行う必要がある。

【重要業績評価指標】

災害時応援協定の締結協定数 131 協定 (R5)

災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者数 (累計) 510 人 (R5)

1 2) 老朽化対策

公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- 公共施設の老朽化の顕在化が進んでおり、近い将来、多くの施設について順次修繕や更新が必要な時期を迎え、多額の経費が必要となることが見込まれている。また、財政状況の悪化が見込まれる中、公共施設等の修繕・更新や維持管理にかかる経費をいかに適正な水準に抑制し、公共施設等のマネジメントを進める必要がある。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- これまでの対症療法的な維持管理である「事後保全」から、中長期的な視点に基づき不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」へと転換し、計画的な維持管理を実施する必要がある。
- 都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える必要がある。
- 管理する多くの公共土木施設等の点検・診断、修繕・更新をより適切に実施するため、維持管理の高度化・効率化を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

インフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定数 25 計画 (H30)

(再掲) 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計) 580 橋 (R5)

(再掲) 農業用施設の長寿命化施設数 (累計) 36 箇所 (R5)

13) 研究・技術開発

衛星画像の災害時の活用

- 近年、広範囲に被害をもたらす大規模災害が頻発し、広域的な把握による応急・救助活動等が求められており、広範囲を観測できる衛星の画像を更に活用していく必要がある。

コンクリート構造物の品質確保

- コンクリート構造物の品質確保に産学官が連携して取り組んでいるが、それぞれの分野における最新の知見や取組等の情報を共有し、さらなる品質確保を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

大規模災害時の衛星画像の活用率 - (R5)

14) デジタル活用

建設DXの推進

- 自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必要がある。

オープンデータ化の推進

- 県民等によるデータの利活用を促進するため、県や市町が保有するデータのオープン化を進める必要がある。

被災者生活再建支援システムの活用

- 被災者の迅速な生活再建を実現するため、被災者生活再建支援システムの活用を推進する必要がある。

(再掲) 災害医療に係る関係機関の連携強化

- 広域かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

(再掲) 多様な情報伝達手段の確保

- 総合防災情報システムの更新を行う一方、実際に配信作業を行う市町担当者の理解や技術力が追い付いていない、負担が多く配信の遅れや誤りが発生する可能性が高いことから定期的に訓練や研修会を開催する必要がある。

（再掲）道路の防災対策の推進

（道路施設の老朽化対策）

- 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

大規模災害時の被災者生活再建支援システムの活用率 - (R5)

（再掲）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への医療機関情報の入力率
37% (R4)

（再掲）Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施数 3回 (R6)

（再掲）橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 580橋 (R5)

改定経過

□「山口県防災会議国土強靱化地域計画専門部会」の開催

地域計画の改定に当たり、関係機関、専門家等から、幅広く意見を伺うため、国土強靱化地域計画専門部会を開催しました。



[委員（12名）]

○：部会長

所 属	氏 名
山口大学 名誉教授	○山 本 晴 彦
下松市総務部長	広 中 和 博
徳山工業高等専門学校 土木建築工学科 准教授	目 山 直 樹
山口大学医学部附属病院 副病院長	鶴 田 良 介
社会福祉法人山口県社会福祉協議会 専務理事	小 野 嘉 孝
山口県経営者協会 専務理事	宮 本 道 浩
西日本電信電話株式会社山口支店 設備部災害対策室 担当課長	村 田 真 昭
一般社団法人山口県トラック協会 専務理事	毛利光 伸 二
山口県土地改良事業団体連合会 参事（兼事業部長）	阿 武 良 一
日本防災士会山口県支部 女性部長	坂 本 京 子
山口大学大学院創成科学研究科 教授	中 村 秀 明
徳山工業高等専門学校 情報電子工学科 教授	浦 上 美 佐 子

(敬称略、順不同)

[開催状況]

	実 施 日	内 容 等
第1回	令和6年(2024年)8月26日	計画(たたき台)について
第2回	11月20日	計画(素案)について
第3回	令和7年(2025年)2月17日	計画(案)について

□改定案に対するパブリック・コメント（県民意見の募集）の結果概要

1 パブリック・コメントの実施

（1）募集期間

令和6年(2024年)12月16日（月）から令和7年(2025年)1月15日（水）まで

（2）改定案の公表方法等

県庁1階の情報公開センター、各地方県民相談室等に素案を備え付けるとともに、県ホームページに素案を公表し、県民の皆様が自由に閲覧できるようにしました。

（3）提出方法

郵送、ファックス、電子メールで意見・提案を募集しました。

2 提出いただいたご意見

16件のご意見があり、その内容は次のとおりでした。

内 容	件 数
山口県国土強靱化地域計画（素案）に関するもの	13件
想定するリスクに関するもの	5件
重要業績評価指標（KPI）に関するもの	1件
脆弱性評価結果に関するもの	1件
その他	6件
パブリック・コメント等に関するもの	3件

用語解説

本計画に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

なお、用語の右側に付している【 】は、当該用語が出てくるページを示しています。

あ 行

● ICT 【P24, 33, 63, 72, 91】

「Information&Communications Technology」の略。コンピューターや情報通信ネットワークなど情報通信技術のこと。

● AI

「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のこと。学習や推論、判断等の機能を備えたシステム。

【P25, 32, 33, 41, 44, 52, 54, 57, 59, 63, 65, 68, 71, 74, 77, 80, 93, 101】

● AR 【P30】

拡張現実と呼ばれる。現実世界にデジタル情報を重ね合わせて表示する技術。

Augmented Reality

● Lアラート（災害情報共有システム）

【P24, 35, 37, 43, 45, 50, 73, 92, 101】

自治体などが発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するサービスのこと。

か 行

● 海岸保全施設

【P28, 38, 43, 46, 64, 66, 67, 68, 75, 77, 95】

高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食を防止するため、海岸線に設置する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、消波ブロック、水門などがある。

● 感震ブレーカー 【P19, 42, 87】

地震を感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気を止める装置のこと。

● 緊急輸送道路

【P25, 26, 41, 44, 52, 54, 57, 59, 63, 65, 68, 70, 74, 76, 80, 92, 93】

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。

● 下水道ストックマネジメント計画

【P60, 75, 87】

処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。

● 建設産業

【P31, 33, 36, 43, 45, 47, 48, 52, 55, 58, 60, 64, 66, 67, 69, 71, 75, 77, 78, 81, 98, 100】

建設工事の完成を請け負う建設業及び設計業等建設業に関連する産業の総称。社会資本の整備・維持、災害時の応急対策・復旧対応等を行い、山口県では就業者の約1割を占めている。

● 高規格道路

【P26, 54, 57, 59, 64, 65, 67, 70, 75, 76, 80, 93】

「高速自動車国道」や「一般国道の自動車専用道路」等のことで、一般的に、自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路及び、これと一体となって広域的な道路ネットワークを構成するサービス速度が概ね60km/h以上の道路のこと。

● 高度警察情報通信基盤システム

【P17, 51, 61, 73, 84】

民間の携帯電話回線を利用したスマートフォンやタブレット型のデータ端末等で構成されるシステムのこと。

● 国際拠点港湾

【P6】

国際戦略港湾（東京港、横浜港、川崎港、大阪港、神戸港）以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾のこと。全国に18港あり、山口県では徳山下松港、下関港が該当。

● 個別施設計画

【P27, 32, 99】

施設ごとの長寿命化計画のこと。

● コミュニティ・スクール

【P30】

学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられている。

さ 行

●災害医療コーディネーター

【P22, 31, 33, 36, 55, 98】

災害発生時において、県が行う災害対策に参画し、医療救護活動等に関する助言・調整を行う災害救急医療に精通した医療従事者のこと。

●災害拠点病院

【P21, 35, 53, 55, 89, 90】

災害時の医療を担う中核施設として、24時間体制による傷病者の受け入れや医療チームを編成し医療救護活動を行う医療機関のこと。

●災害派遣福祉チーム(DWAT)

【P22, 44, 54, 89】

大規模災害時に、避難所等において要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に適切な福祉支援を行い、生活機能の低下や要介護度の重度化といった二次被害の防止を図ることを目的とした、福祉専門職で構成されるチーム。

Disaster Welfare Assistance Team

●再生可能エネルギー

【P23, 34, 35, 62, 64, 74, 75, 83, 84, 90, 91】

太陽光や太陽熱、風力、水力など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。発電時や利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

●GIS

【P32, 33】

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

Geographic Information System

●事業継続力強化計画

【P22, 65, 90】

中小企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、現在及び将来的に行う災害対策などを記載する計画。

●地すべり防止区域

【P47, 70, 94】

現に地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれのきわめて大きい区域（地すべり区域）と、これに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域を合わせた地域で、公共の利害に密接な関連を有するものとして指定された地域のこと。

●指定緊急避難場所

【P16, 56, 57, 83】

住民等が災害の危険から緊急的に逃れる際の避難先（災害類型ごとに指定）のこと。

●指定避難所

【P16, 34, 56, 57, 58, 83, 84】

被災者が一定期間避難生活する場として指定された施設のこと。

●重要港湾

【P6】

国際戦略港湾（全国5港）及び国際拠点港湾（全国18港）以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾のこと。全国に102港あり、山口県では岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港が該当。

●集落営農法人

【P27, 69, 94】

1～数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成のもと、集落内の相当数の農家が参加して集落内農地の相当面積を集積し、効率的な営農を実践する法人のこと。

●小水力(発電)

【P74, 90】

水が落下するエネルギーを用いて発電する、最大出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備の総称。

●省・創・蓄エネ

【P15, 23】

エネルギーのムダを省いて効率的に使う「省エネルギー」、自らエネルギーを創る「創エネルギー」、エネルギーを蓄える「蓄エネルギー」の総称。

●自立・分散型(電源)

【P15, 62, 83】

再生可能エネルギーを活用し、自立的に電力を供給できる電源。

●信号機電源付加装置

【P17, 34, 49, 51, 61, 62, 69, 77, 78, 81, 85】

停電の際、自動的に発動発電機が作動し、信号機等に電力供給する装置のこと。

●森林バイオマス

【P74, 90】

森林から得られる植物由来の生物資源のこと。

●水田(の)高機能化

【P27, 36, 69, 71, 94, 95】

従来の暗渠排水に比べて高い機能を持った浅層暗渠や地下水位制御システムによる排水対策により、水田への畑作物の導入を可能にすること。

●水防警報河川

【P28, 46, 95】

水防活動の目安となる「水防団待機水位」等に到達した場合、水防警報を発表し、市町や警察等へ通知する河川のこと。また、市町長の避難勧告の発令判断の目安となる「氾濫危険水位」に到達した場合は、市町や警察、報道機関等へ通知する。その情報は、報道機関を通じて住民に周知される。

●スマート農機 【P27】

省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進する新たな農業の実現に向けて活用する農業機械のこと。

●想定最大規模の洪水 【P28, 46, 95】

現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、想定し得る最大規模のものとして設定した年超過確率（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率）が概ね1/1000の規模以上の洪水のこと。一方、計画規模の洪水は、河川の計画を作成するときに対象とする洪水のこと。県管理河川では、年超過確率が1/10～1/100の規模の洪水としている。

た 行

●大規模盛土造成地 【P18, 42, 55, 86】

盛土造成地のうち、①谷埋め型で盛土の面積が3,000㎡以上のもので、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のものこと。

●多面的機能 【P13, 27, 74】

農林水産業や農山漁村が果たす様々な機能のこと。農林水産物等の供給機能だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承などの機能がある。

●多面的機能支払(制度) 【P36, 71, 72, 95】

地域が共同で行う、水路・農道等の泥上げや草刈り、補修などにより、地域の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する制度のこと。

●治山ダム 【P29, 36, 48, 59, 60, 72, 96, 97】

山地の河川渓床の縦・横浸食を防止し、渓床の安定、山脚の固定及び土砂流出の抑止・調整を図ることを目的に、コンクリート等を使用して設置する構造物のこと。

●中山間地域

【P6, 16, 24, 27, 30, 39, 59, 69, 83, 92, 94, 98】

一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法(離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法)の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

●中山間地域等直接支払(制度) 【P36, 71, 95】

農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援する制度のこと。

●長寿命化

【P27, 32, 36, 37, 45, 47, 48, 70, 71, 94, 95, 99】

施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い計画的な管理や補修工事を実施すること。

●長寿命化計画

【P25, 26, 28, 29, 33, 35, 37, 41, 43, 44, 45, 48, 52, 53, 54, 55, 57, 58, 59, 60, 63, 64, 65, 66, 68, 69, 71, 74, 75, 77, 78, 80, 81, 93, 94, 96, 99, 101】

維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。

●DX

【P33, 43, 45, 47, 48, 52, 55, 58, 60, 64, 66, 67, 69, 71, 75, 77, 81, 100】

デジタルトランスフォーメーションの略。情報通信技術の活用により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

●DPAT(災害派遣精神医療チーム)

【P21, 35, 53, 55, 89, 90】

大規模な自然災害等の発生時に、被災地域の精神保健医療ニーズを把握し、専門的な精神科医療の提供、精神保健活動の支援等の活動を行うことができるよう、専門的な研修・訓練を受けた医師・看護師・業務調整員等で構成されるチームのこと。Disaster Psychiatric Assistance Team

●DMAT(災害派遣医療チーム)

【P21, 35, 55, 57, 91, 92】

災害発生直後の急性期において、迅速かつ適切な救急医療を提供することができるよう、専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員で構成される医療チームのこと。Disaster Medical Assistance Team

●デジタル安全マップ

【P17】

災害安全、防犯を含む生活安全、交通安全の安全3領域をはじめとする地域の危険箇所・要注意箇所を関係者間で共有するため、安全マップをデジタル化したもの。

●頭首工

【P36, 70, 71, 94, 95】

農業用水を取水するため、河川に造られた堰や取り入れ口及び付帯施設などの施設の総称。

●特設公衆電話 【P25】

災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話のこと。災害発生後に速やかに利用できるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」の特設公衆電話の設置が進められている。

●都市施設 【P18, 42, 86】

道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性を向上し、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設のこと。

●土砂災害防止施設 【P29, 38, 48, 96】

土石流を止める砂防ダムやがけ崩れを防ぐ擁壁など、土砂災害を防ぐための施設の総称。

な 行

●内水 【P19, 46, 87】

河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（居住地）にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水出来なくなることにより内水氾濫が生じる。

●南海トラフ地震 【P2, 7, 9, 11, 38】

南海トラフ（静岡県駿河湾から九州東方までの約700kmにわたって続く深い溝状の地形）沿いで発生する大規模な地震のこと。これまで100～150年周期で発生し、今後30年以内の発生確率は80%程度とされている。

は 行

●排水機場 【P36, 47, 70, 71, 94, 95, 96】

高潮時などに、河川や水路への逆流を防止するための水門と、大雨によって増水した河川や水路の水を海などへ強制的に汲み出すためのポンプ場等の施設の総称。

●ハザードマップ 【P19, 27, 28, 30, 43, 46, 67, 87, 95】

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、内水、土砂災害などのハザードマップがある。

●BCP

【P15, 20, 22, 24, 26, 35, 58, 60, 62, 63, 65, 66, 68, 71, 72, 75, 76, 77, 80, 83, 87, 88, 90, 91, 93】

事業（業務）継続計画(Business Continuity Plan)の略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

●避難行動要支援者 【P21, 22, 33, 44, 49, 54, 89】

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。

●VR 【P30】

仮想現実と呼ばれる。専用のゴーグルで人間の視界を覆うように360°の映像を映すことで、実際にその空間にいるような感覚を得られる技術。Virtual Reality

●福祉避難所 【P21, 22, 35, 90】

介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

●ヘリテージマネージャー 【P19, 82, 87】

地域に存在する歴史的文化遺産を発掘・保存・活用して、地域活性化に貢献する能力を有した人材のこと。文化財の調査や保全活動、活用計画策定の協力や活用の提案、災害時の文化財の救出などを行う。

●保安林 【P29, 36, 72, 96, 97】

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づき指定された森林（全部で17種類）のこと。保安林に指定されると、こうした機能が失われないように、立木の伐採や開発行為などが制限される。一方で所有者等には免税等の優遇措置が講じられている。

ま 行

●無電柱化

【P25, 41, 44, 52, 54, 57, 59, 63, 65, 68, 70, 74, 76, 80, 92】

電力線や通信線等を收容する電線共同溝などの整備により電線類を地中化するなど、道路から電柱をなくすこと。これにより、道路空間が開放的ですっきりしたものとなり、良好な景観形成が図られる。さらに、台風や地震等の災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりといった危険をなくすことなども目的とする。

●面的整備 【P18, 42, 86】

市街地内の相当規模の区域内において、各施設を一体的、総合的に整備すること。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがこれに当たる。

や 行

●やまぐち元気生活圏づくり 【P30, 98】

中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創るため、基幹的集落を中心とする複数集落で構成し、日常生活に必要なサービス等を拠点化・ネットワーク化した「基礎生活圏」を形成するとともに、近隣を中心都市とも連携しながら、この生活圏を核に地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、本県独自の構想のこと。

●山口県オープンデータカタログサイト

【P33】

県及び県内市町が保有する行政データ（避難所、洪水浸水想定区域図等）を公開するための専用サイトのこと。オープンデータの横断的な検索、ダウンロードが可能で、ダウンロードしたデータは、二次利用することができる。

●山口県公共施設等マネジメント基本方針

【P32】

計画的かつ効率的に公共施設等の整備や維持管理を行い、長寿命化や統廃合、利活用促進を進めるなど、公共施設等の総合的な管理を推進していくための基本的な方針のこと。

●UAV 【P26, 28, 29】

無人航空機。人が搭乗しない航空機のこと。
Unmanned Aerial Vehicle

●要配慮者 【P16, 21, 22, 29, 44, 49, 54, 89, 97】

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者のこと。

●予防保全型の維持管理 【P27】

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理手法のこと。

ら 行

●ラストワンマイル 【P16】

各市町における物資の集積拠点から、各避難所までの輸送のこと。

●リスクコミュニケーション 【P14, 30, 36, 97】

リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。

●立地適正化計画

【P18, 34, 42, 43, 44, 45, 47, 48, 55, 86, 88】

市町が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランのこと。

わ 行

●Y S N (やまぐち情報スーパーネットワーク)

【P45, 49, 51, 63, 73, 92】

県民生活の向上、地域の振興、情報受発信機能の強化の3つの視点から、豊かで活力あふれる情報先進県の創造に向けて、全県的な高速通信ネットワークとして県が整備した光ファイバ網のこと。